

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第84回理事会および 運営審議会合同会議

平成17年12月

第84回 女性のためのアジア平和国民基金理事会次第

平成17年12月16日
ホテル・ルポール麹町「アメジスト」

1. 事務局報告

- (1) 新監事紹介について
- (2) インドネシア事業の現状について
- (3) 日韓フォーラム報告等について
- (4) フィリピン大使表彰について
- (5) 韓国事情について

2. 議題

- (1) 新聞広告について
- (2) 資料整備について
- (3) アフターケア問題について

3. その他

資料

ページ

【事務局報告】

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 新監事紹介について | 1 |
| (2) インドネシア事業の現状について | 2 |
| (3) 日韓フォーラム報告等について | 5 |
| (4) フィリピン大使表彰について | 11 |
| (5) 韓国事情について | 12 |

【議案事項】

- | | |
|------------------|----|
| (1) 新聞広告について | 25 |
| (2) 資料整備について | 26 |
| (3) アフターケア問題について | 38 |

インドネシアにおける最終事業計画について

2005 年 12 月 アジア女性基金

インドネシア社会省から提案されている最終計画について

- 1 新規建築分(別紙 A)については、国会議員ヌウルシャバニ氏が提案している「慰安婦」被害者たちのための施設 3 件のうち土地問題が保留となっていた 1 件について確保されたかどうかヌウルシャバニ氏及び社会省に最終確認を行い、土地が確保されなかった場合は計画から外した上で、送金を行なうこととする。年内に送金手続きを完了することとしたい。
- 2 改築分(別紙 B)についても、事業の必要性、実行の可能性があると考えられるので実施したい。しかしながらこの申請を全て承認した場合には予算が不足することが予想されるため、上記 1 の送金終了後、残額が確定した上で、インドネシア政府に優先順位を決定してもらい、予算の範囲内(3 億 8,000 万円)で実施することとする。

《改築分の経緯》

1 の事業が完了すれば建設総数は 61(保留分を含めると 62)ヶ所となり、覚書締結時の事業概要にある 50 ヶ所は超えることとなる。しかし覚書に記載されている事業規模 3 億 8,000 万円には届かないことからその残額の使い方についてインドネシア社会省に問い合わせたところ、既存施設の改築を行ないたいとの申請がきた。

これに対し外務省より以下の意見があった。

- ア 既存施設の改築というのはこれまで行なってきた新規に施設を建設することとは異なることから財務省に対し改めて説明を行わなくてはならない。また新規に建設をするのとは異なり、どこをどのように改築したのかということを確認するのは難しい。そのため改築の内容についてより詳しい資料が必要であり、社会省より資料を取り寄せること。
- イ 一方、アジア女性基金の解散の時期までに本事業についても完了していなくてはならないことを考えると新規建築事業と改築事業を進めることはインドネシア側の能力を考えると難しいのではないか。改築事業については提出された資料も不十分であると思われることから、最終年度の事業として認めずに、残額はそのまま国庫に返したほうがよいのではないか。
- ウ アジア女性基金解散後のアフターケアの一環としてフィリピンと同様に「草の根無償支援」で行うことも考えられるのではないか。

社会省に必要となる資料の提出を依頼したところ、それらの資料は基金に届けられた。基金としては十分な資料であると判断し、上記 2 の結論(予算の範囲内で優先順位をつけ実施)を出した。

インドネシア社会省からの第7期分事業計画書

新規建設分

施設名称	施設建設費		備品購入費		小計		備 考
	ルピア	日本円換算	ルピア	日本円換算	ルピア	日本円換算	
ラバン州							2005/12/14 100Rpと12239JPY
① Bhakti Naler, Lampung	360,000,000	4,406,040	76,800,000	939,955	436,800,000	5,345,995	
中部スラウェシ州							
② Madago Tentena	414,000,000	5,066,948	82,150,000	1,005,434	496,150,000	6,072,380	
ゴロンタロ州							
③ Berlingin	522,000,000	6,388,758	72,500,000	887,328	594,500,000	7,276,086	
ベンクル州							
④ Pagar Dawa	360,000,000	4,406,040	72,300,000	884,880	432,300,000	5,290,920	
北マルク州							
⑤ Himo-himo Ternate	504,000,000	6,168,458	75,750,000	927,104	579,750,000	7,095,560	
西スラウェシ州							
⑥ Gau Mabaji Goa	414,000,000	5,066,948	87,850,000	1,075,196	501,850,000	6,142,142	
東部ジャワ州							
⑦ Jombang Kediri Lamongan	450,000,000	5,507,550	76,000,000	930,184	526,000,000	6,437,714	
⑧ Mardi Utomo Jombang	450,000,000	5,507,550	76,900,000	941,179	526,900,000	6,448,729	
⑨ Bilar	450,000,000	5,507,550	76,900,000	941,179	526,900,000	6,448,729	
⑩ Wringi Bilar	450,000,000	5,507,550	76,900,000	941,179	526,900,000	6,448,729	
東サトウガラ州							
⑪ Mawar Syaron	450,000,000	5,507,550	76,900,000	941,179	526,900,000	6,448,729	
西サトウガラ州							
⑫ Annajah	414,000,000	5,066,948	76,200,000	932,612	490,200,000	5,999,558	
西ジャワ州							
⑬ Buddi Dharma	360,000,000	4,406,040	71,700,000	877,536	431,700,000	5,283,576	
⑭ Yayasan Wlawa Kusumah	360,000,000	4,406,040	72,000,000	881,208	432,000,000	5,287,248	
⑮ Yayasan Akhir Bahagia Bandung	360,000,000	4,406,040	72,000,000	881,208	432,000,000	5,287,248	
バンテン州							
⑯ Cipocok Jaya	360,000,000	4,406,040	72,000,000	881,208	432,000,000	5,287,248	
アチエ							
⑰ Yayasan Pantil Baitul Ibadah	416,500,000	5,097,544	83,500,000	1,021,957	500,000,000	6,119,501	
⑱ Yayasan Al Huda Pantil Jompo Syuhad	426,901,000	5,224,841	72,622,500	888,827	499,523,500	6,113,668	
⑲ Yayasan Darul Ihsan Engrang	426,200,000	5,216,262	73,800,000	903,238	500,000,000	6,119,500	
小計	7,947,601,000	97,270,689	1,444,772,500	17,682,571	9,392,373,500	114,953,260	

インドネシア社会省からの第7期分事業計画書のうち土地区画整理費

施設名称	施設建設費		備品購入費		小計		備 考
	ルピア	日本円換算	ルピア	日本円換算	ルピア	日本円換算	
東部ジャワ州							
① Bilar/Pobocingo	450,000,000	5,507,550	76,900,000	941,179	526,900,000	6,448,729	
小計	450,000,000	5,507,550	76,900,000	941,179	526,900,000	6,448,729	

別紙B

改修費用分

施設名称	改築費		備 考
	ルピア	日本円換算	
西ジャワ州			
① Pakutandang ciperai	648,270,000	7,934,177	
② Budhi Dharma Bekasi	480,000,000	5,874,720	3.4期
東ジャワ州			
③ Margo Mulyo Jember	150,000,000	1,835,850	5.6期
④ Bkter	105,000,000	1,285,095	7期申請
⑤ Pola Raga Bangkalan	459,000,000	5,617,701	
⑥ Mardi Utomo Jombang	138,500,000	1,670,624	5.6期
⑦ RPU Pare Kediri	279,502,860	3,420,836	
⑧ Sejahtera Pandaan Pasuruan	375,000,000	4,589,625	
東スラウェシ州			
⑨ Budi Agung Kupang	425,000,000	5,201,575	3.4期
西スラウェシ州			
⑩ Puspakarna	395,749,788	4,843,582	5.6期
ベンクル州			
⑪ Amanah Manna	162,000,000	1,982,718	
西スマトラ州			
⑫ Sabau Nan Auih	450,000,000	5,507,550	5.6期
⑬ Syehbaharudin	195,000,000	2,386,605	5.6期
中部ジャワ州			
⑭ Dewanata	132,720,000	1,624,360	
北スラウェシ州			
⑮ Inal Sahadi	155,493,000	1,903,079	5.6期
南スマトラ州			
⑯ Teratai	675,457,000	8,266,918	5.6期
南スラウェシ州			
⑰ Gao Mabaji	675,000,000	8,261,325	7期申請
小計	5,899,692,648	72,206,340	

■ 送金済み額 2005.3.31現在 202,677,322 177,322,678
(第6期分まで)

■ 新規建築分 ①～⑳分 121,401,989 65,920,689
改築分 ①～⑰分 72,206,340

■ 差異 -16,285,651 (円)

《日韓学生のフォーラム 2005》開催内容

“日韓・市民の時代をどうつくるか——韓流と「慰安婦」・歴史問題、未来への対話”

主催 財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

後援 外務省 *日韓友情年 2005 認定事業

アジア女性基金公開フォーラム・歴史と対話シリーズ：日韓学生のフォーラム 2005「日韓・市民の時代をどうつくるか——韓流と「慰安婦」・歴史問題、未来への対話」は 12 月、外務省後援、日韓友情年 2005 認定事業として、以下の通り開催実行した。「日韓学生」では 3 回目。学生たち自身が具体的テーマ、課題を決め、学生自身によるフォーラムとした。会場参加者は約 40 人。取材は、韓国放送公社（KBS）。事前情報、読売新聞。

【参照】→会場参加者アンケート。

アジア女性基金として、公開フォーラムのビデオ記録、分科会の音声記録を行ない、後日ビデオ、記録小冊子に作成し、広報等に活用する。

1. 《日程》——2005（韓国から 12.6 来日、12.11 帰国。宿所は旅館＝台東区谷中 3）

12 月 7 日（水）○四ツ谷・主婦会館プラザエフ＝千代田区六番町

10：00～16：00 ガイダンス・分科会等 *逐次通訳（1 日）

12 月 8 日（木）○四ツ谷・主婦会館

10：00～12：00 JANIC 国際協力 N G O センター訪問：早稲田「セミナーハウス」

13：30～16：00 分科会（論点整理会議） *逐次通訳（半日）

12 月 9 日（金）○代々木・S Y D ホール＝渋谷区千駄ヶ谷

11：00～11：30 準備会議（直前）

13：00～17：00 公開フォーラム（途中休憩） *参加無料 *同時通訳

17：30～20：00 意見交換会：会費制

その余の日程時間に、韓国の学生たちは、都庁展望室で東京を見たり、靖国神社等の訪問見学、等々を行なった。

2. 《主題》——

▽分科会 1.

韓流、市民交流～生活・文化の接近と歴史問題——政治と市民生活の構造変化

▽分科会 2

「慰安婦」問題とアジア女性基金——事実の「理解」と「対立」の整理

▽（共通視点）日韓・市民の時代をどうつくるか——市民交流、市民社会の役割と課題
《参加学生》

韓国の学生 16 人、日本の学生 13 人。「在日」の学生は都合がつかず不参加

大学—韓国：関東、西江、梨花女子、漢陽、建国、延世、聖公会、ソウル女子、全北、
園光（10 大学）

日本：中央、十文字学園女子、早稲田、法政、東京

3. 【開催趣旨】

日韓双方で、「市民生活、市民社会」の課題・役割を、今回の主題とした。

「ワールドカップ」、「韓流」以後、日韓では互いへの興味、関心が高まり、相互往来、実体験が進んだ。報道、情報はインターネットや体験で検証され、日韓関係は生活・文化次元で変わりつつある。この“新しい風”を定着、深化させるために、どうすればよいか。

——自ら従来型の情報と思考を更新していける環境で、国家・社会を問い直すとともに、人びとが信頼関係を築いていくことが大切になっている。その主体は未来を担う学生。このフォーラムは、日韓学生たちの直接対話と共同行動として実施する。

4. 【素材・考え方】

▽ 共通テキスト『「慰安婦」問題とアジア女性基金』（大沼・下村・和田編、李元雄教授訳、東信堂） *学生に前もって渡す

▽ 学生たちは事前にテキストを読み、分科会で課題別の提起・報告者を決めておく

▽ 「慰安婦」問題を例に、自国の政府と社会を検証、なにが課題かを検討

▽ アジア・世界で今後、日韓ができること（人権、自由、貧困、環境…）を話し合う

5. 【分科会】テーマ

分科会・1 国境を越える市民（実態から構造的変化をみる）

▽ 韓流、ニッポンフィーバー——相互市民交流の定着と、政治、過去問題の扱い方

▽ 市民の課題——政治やメディア、既成権威と自立する市民、市民社会

分科会・2 市民社会と過去・歴史問題（「対立」の整理、検証）

▽ 再検証——「慰安婦」問題の対立（責任、補償）、教科書、ナショナリズム

▽ 共有の課題は何か——国家・歴史と教育・情報・市民社会と個人

日本

▽ 韓流の評価——これまで、ほんとうに「韓国」と向き合ってきたか

▽ 韓流と日韓歴史（教科書）問題

▽ 「慰安婦」問題の社会・政治問題化と「右派運動」

▽ 戦後責任、事実と認識、対処

韓国

▽ 日本への興味——これまで、日本の実態、事実を知ろうとしてきたか

▽ 韓国は「慰安婦」問題にどのように取り組んだか——政府と民間（社会）

▽ 65 韓日条約・協定と 90 年代「慰安婦」問題、親日・過去真相糾明

▽ 「慰安婦」問題と民族・歴史問題、市民意識

日韓

▽ 継続した交流・意見交換のために、何をするか

▽ 共同の「日韓/韓日学生のホームページ」立ち上げ

6. 【公開フォーラム】-----構成

○あいさつ 和田春樹専務理事・事務局長

○冒頭提起 李元雄教授（韓国）

○学生司会によるフォーラム

1. 日韓学生「分科会」からの報告・提起-----討論

2. コメントと討論、会場一般参加者とのやりとり

3. 総合討論

○まとめ 和田春樹専務理事・事務局長

李元雄教授

■フォーラム担当スタッフ

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

102-0074 千代田区九段南 2-7-6 マニユライフブレイス九段南

tel.03-3514-4071 fax.03-3514-4072

担当 原田（C）、渡邊、間仲、柴田

日韓学生のフォーラム開催経過

■2003.7.1 日韓関係の現在・過去・未来～新時代に生きる私たちの対話（第1回）

韓国：関東大学校・西江大学校国際大学院＝18人、留学生・東京大学、十文字学園女子大学（中国朝鮮族）＝2人、日本：中央大学、東海大学、津田塾大学、杏林大学、明治大学、早稲田大学＝16人

■2004.8.24 メディアと体験と日韓関係（第2回）

（8.23訪問：株・韓国広場、朝日新聞社・東亜日報東京支社）

——関東大学校、梨花女子大学校大学院、慶熙大学校、西江大学校大学院、韓国外国語大学校＝13人、東京大学大学院、十文字学園女子大学（中国朝鮮族）留学生＝2人、テンプル大学ジャパン、慶応大学、早稲田大学 「在日」＝4人、中央大学、日本体育大学、お茶の水女子大学、十文字学園女子大学 日本＝10人

◎—基本企画：協力—◎

【李元雄 Lee, Won Woong】

関東大学校教授（北韓学科）、西江大学校教授

西江大学校卒、及び同大大学院（政治学博士）修了

コロンビア大学東アジア研究所、東京大学法学部客員研究員歴任

【横田 洋三 Yokota, Yozo】

中央大学法科大学院教授、国際連合大学学長特別顧問、アジア女性基金運営審議会委員

国際連合人権促進保護小委員会委員、国際労働機関（ILO）条約勧告適用専門家委員会委員、国際法律家委員会/理事

国際基督教大学教養学部卒、東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（法学博士）、

国際基督教大学教授、東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授、中央大学法学部教授歴任

HOME PAGE HARADA CHICK TO CONTENTS

日韓学生のフォーラム

過去は消せないが未来は変えられる

【第3回 日韓学生のフォーラム2005】

韓国から16人、日本の学生たちと韓流、歴史…市民の時代を語る

2005.12.9.† 東京で開催 公開フォーラム：「日韓友情年2005」企画

▽ 速報 ▽

学生たちは「分科会」を含め3日間、真剣に、おだやかに語り合った。
韓国の学生たちは11日、大韓航空のストライキで影響もあったが、成田から無事帰国した



公開フォーラム 12/9/05 ▲ フォーラムを終わって…

”日本と韓国の学生が集まり、韓流、歴史を語り、未来を描く”
これまで「日韓」を主導してきた専門家、エリート、権力をもつ人たちを超えて、
1人ひとりが出会いと体験と対話を大事に――

●日韓／韓日・市民の時代をどうつくるか――韓流と「慰安婦」・歴史問題、未来
への対話――

*詳細内容

●2005年12月9日（金） 13:00～17:00

●東京・SYDホール（JR・大江戸線 代々木駅）

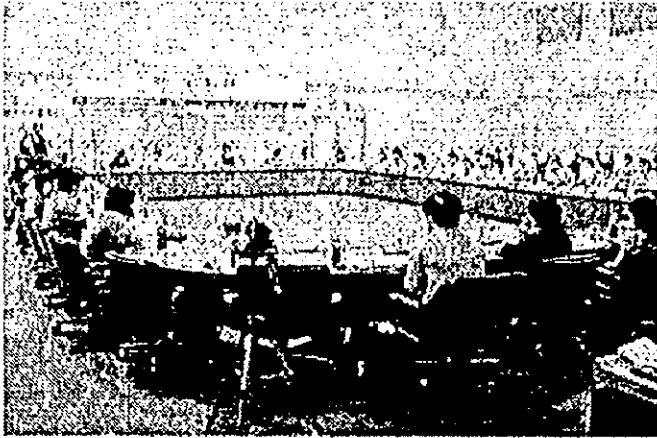
日韓同時通訳 ◎ 参加無料

主催 財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

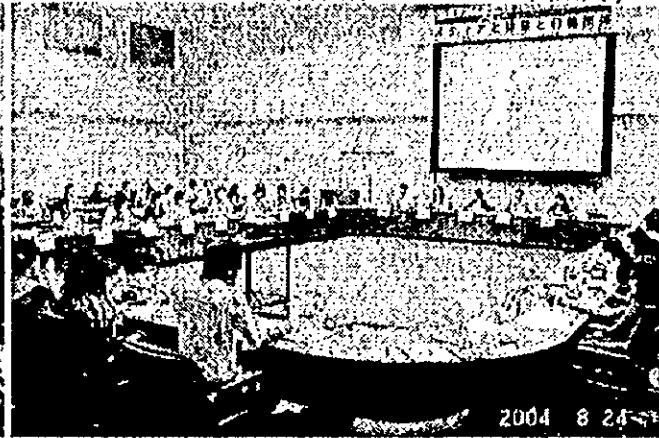
後援 外務省 《日韓友情年2005》

*

日韓関係の現在・過去・未来——2003 国連大学



メディアと体験と日韓関係——2004 国連大学



- 日韓学生フォーラム2003
- 日韓学生フォーラム2004
- このフォーラムの考え方

◎日韓友情年2005 企画◎

《日韓学生フォーラム2005》

日韓・市民の時代をどうつくるか
——韓流と「慰安婦」・歴史問題、未来への対話

主題●

公開フォーラム■12月9日・金 13:00～17:00
日韓・市民の時代をどうつくるか——韓流と「慰安婦」・歴史問題、
未来への対話

分科会■12月7日、8日学生たちによる論点整理
8日、JANIC訪問・意見交換

分科会■1 国境を越える市民（実態から構造的変化をみる）
▽韓流、ニッポンフィール——相互市民交流の定着と、政治、過去問題の
扱い方
▽市民の課題——政治やメディア、既成権威と自立する市民、市民社会

分科会■2 市民社会と過去・歴史問題（「対立」の整理、検証）
▽再検証——「慰安婦」問題の対立（責任、補償）、教科書、ナショナリ
ズム

▽課題は何か——国家・歴史と教育・情報・市民社会と個人

▽（共通視点）日韓・市民の時代をどうつくるか——市民交流、市民社会
の役割と課題
日韓・アジア、世界でなにができるか（人権、自由、環境、貧困、女性…）

出席●

▽ 韓国の学生16人、日本の学生13人
大学—韓国・関東大学校、西江大学校、梨花女子大学校、漢陽大学校、建
国大学校、
延世大学校、聖公会大学校、ソウル女子大学校、全北大学校、圓光大学校
*韓国では総合大学は「大学校」と呼称
日本・中央大学、十文字学園女子大学、早稲田大学、東京大学、法
政大学



▲学生の司会、学生たちによるやりとりと会場意見も——公開フォーラム12.9

日時・会場●

公開フォーラム■分科会の報告・提起と総合討論

12月9日(金曜) 1300~1700

会場参加者とのやりとりもあります *同時通訳-

会場 SYDホール

JR代々木駅西口、地下鉄大江戸線代々木駅から5分

主催●後援

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

102-0074 千代田区九段南2-7-6 マニユライフプレイス九段南

tel.03-3514-4071 fax.03-3514-4072

後援・外務省

趣旨●

日韓双方で、「市民生活、市民社会」を確固とした基本にしていくこと
を、今回の主題とした。

「ワールドカップ」、「韓流」以後、日韓では互いへの興味、関心が高
まり、相互往来、実体験が進んだ。報道、情報はインターネットや体験で

アジア女性基金の行ってきたフィリピンにおける償い事業に協力をいただいたフィリピン政府タスクフォースのメンバーに対して、在フィリピン日本大使が表彰を行うことになり、有馬理事が急病のため松田のみが出席した。大使表彰は、6年前に創設され、過去に一回日比親善に貢献のあった日系フィリピン人が表彰されて以来、今回、初めてフィリピン人に対しての表彰が行われるとのことであった。表彰式は大使公邸で、2005年11月24日、19:00より行われ、受賞したグチャレス大統領顧問、マナハン、バラノン両社会福祉省元事務次官の関係者、司法省の認定を担当した検事団、社会福祉省ソーシャルワーカーおよび事務官、外務省、保健省などのタスクフォースメンバー、上下院議員、草の根無償援助で建設した高齢者施設関係者、新聞記者など40名近くが出席していた。

表彰式は、山崎大使のあいさつに続いて、3名の受賞者に表彰状と金杯がそれぞれ贈られ受賞者から、喜びのあいさつがあった。グチャレス大統領顧問は、「慰安婦」問題でフィリピン司法省に科せられた任務は、容易なものではなかったが多くの高齢となった被害者に償いがなされるお手伝いが出来たことを誇りに思っている。そのことをこの受賞で評価されたと名譽に思うと述べた。

マナハン元社会福祉開発省(DSWD)事務次官もタスクフォースで緊急状況に置かれている高齢者の支援という枠組みでアジア女性基金(AWF)の医療福祉支援事業をDSWDの地方組織を挙げて協力することになったが、AWF および日本政府は、フィリピン側の要望や状況を理解し、良い協力関係を築くことが出来た。しかし当初は、フィリピンの支援団体などの反対やマスコミの理解がなく困難も多かったと述べた。バラノン前 DSWD 事務次官は、10月に定年退職し現在は、DSWD の顧問を務めているが、医療福祉支援事業を具体的に実施するためソーシャルワーカーや事務官の採用などに対して AWF の協力があり、事業を実施することが出来た。多くのフィリピン人被害者に対して行われた事業に感謝している。ロラたちに対する DSWD の様々なプログラムで被害者は癒されたと思うと述べた。

その後、有馬理事の代理として、松田が乾杯のあいさつをした。「アジア女性基金ならびに急病のためここに参加出来なかった AWF の有馬真喜子理事に代わり、この3名の方々に私も深く感謝いたします。この3名のご協力なくしてアジア女性基金のフィリピンにおける償い事業の成功はなかったと思います。同時に、フィリピン政府ならびに在フィリピン日本大使館をはじめ日本政府のご協力にも感謝しています。アジア女性基金の事業によって築かれた両国の友情と協力がこれからも長く続くことを願います。ご出席のみなさまの健康を祈ります。良いクリスマスと豊かな新年を迎えられますように。マブハイ。乾杯。」

今回の主張中、インタビューを依頼されていた元リラフィピーナ代表のネリア・サンチョと連絡したが米国から帰国直後で、故郷の島に帰る途中であったためインタビューは出来なかった。2月の第2週であればインタビューは可能とのことであった。

以上

注)大使あいさつおよびプレスリリース添付。但し、大使あいさつとプレスリリースにアジア女性基金のフィリピンにおける事業は、1995-2000とあったのは、間違い。

アジア女性基金問題と知識人の責任

和田 春樹

1 日韓の和解の難しさ

日本の保守派・右翼的ナショナリストが日韓の和解を妨げていることは言うまでもない。彼らは和解を望まないし、むしろ対立をあおることに意義を見いだしている。他方で、日本の左翼は日本の国家と国民を批判して、韓国の日本批判に同調し、批判的な日韓連帯をつくり出そうとしている。日本の左翼は少数派だが、韓国で日本を批判する人は国民の多数である。しかし、このような日韓連帯からは日韓の和解をつくりだすことは難しい。なぜなら日本の中道的な多数派とメディアは動揺し、混乱し、自覚をつけた右翼の声に従わされているからである。

もともと、日本と韓国の関係の過去はきわめて複雑な、深刻なものである。しばしば日本とドイツが比較されるが、日本の朝鮮植民地支配はナチス・ドイツのユダヤ人虐殺とはまったく性格を異にする歴史現象であり、考え方によってははるかに深刻な現象である。ドイツ人とユダヤ人の関係は抹殺する者と抹殺される者、虐殺者と虐殺される者という関係であり、両者の間には逮捕、連行、輸送、監禁、ガス室での虐殺というふうに機械的、物理的な行為があり、心理的には完全なる断絶がある。虐殺者には劣等なるユダヤ人種は抹殺されるべきだという論理以外にいかなる論理はない。これが完全なる犯罪であることは疑いの余地はなく、ドイツ人のこの歴史は全的に否定されるべき対象であり、正当化は不可能である。

これに比べて日本の植民地支配は、隣邦を併合し、その国土と資源をうばったが、同時にその数千万人の国民を日本国の二等国民にくりこみ、抵抗する者は徹底的に抑圧して、その他の者は完全なる日本帝国の臣民にするという名目で、大東亞戦争を戦う一億国民の中にくりこんだものであった。同化させ、協力させることが目的であった。率先して日本帝国臣民になる積極分子、親日派をつくりだすことがめざされた。このシステムのもっとも深刻な結果は、朝鮮近代文学を代表する二人の文学者崔南善と李光洙とともに親日派としたことである。このように「一視同仁」といいながら、他方で多くの朝鮮人女性を慰安婦にしたことは、朝鮮人を本当に天皇の同じ臣民だと扱うということが最終的には宣伝にすぎなかったことを示している。植民地支配36年のあいだに日本は朝鮮に不可逆的な変化をのこし、日本人と朝鮮人の間には、言語、文化、社会、心理の面で複雑な関係が形成された。

朝鮮人の側では、日本人を敵として闘うだけでなく、三一宣言にみられるように、独立を認めることが東アジア、日中関係のためでもある、独立をみとめれば怨みは捨てようと日本人を説得するという試みも見られた。もとより日本はそれを無視して、残酷な弾圧を

加えた。他方、日本の側は抵抗者を抑圧し、関東大震災のさいのように市民を虐殺する一方で、満州侵略以後は朝鮮人に協力をよびかけ、同権化を約束した。したがって、日本の中には、植民地支配をあれこれの理由で正当化しようとする議論が根強く再生産されてくる土壌がある。そこまで降りていって、これを根本から解体することが必要である。

いまひとつ和解を困難にしてきたのは、植民地支配が終わったときの両国のあり方の大きな違いである。ドイツと比較すれば、日本の敗戦の性格ははっきりしている。ナチス・ドイツは最後まで戦って、玉砕した。首都は占領され、国家元首は官邸地下室で自決した。ナチス国家は完全に粉碎された。ドイツは分割占領され、占領軍の軍政のもとにおかれた。数年後に自分たちで憲法をつくり、新しいドイツ国家が国の東西に生まれた。これにひきかえ、天皇の詔書で戦争をはじめた日本は本土決戦、一億玉砕を回避して、同じ天皇の詔書により戦争を終えた。日本国家は存続し、アメリカ軍の単独占領のもとで、占領軍の指揮下に新憲法を受け入れ、戦後改革を進めた。天皇は退位せず、平和国家建設を唱え、帝国軍隊の統帥者から平和国家の象徴に変身した。

日本では将軍と軍人は去ったが、天皇と官僚たちは残った。大東亜戦争をはじめた内閣では、首相の東条、外相の東郷はA級戦犯となり、一人は処刑され、もう一人は服役中に死んだ。蔵相賀屋、商工相岸、農相井野、大東亜相青木は戦犯になることを免れ、追放されたが、みな戦後政治に復帰し、政権党の議員となった。うち一人は首相となり、いま一人は法相となった。

だから古い観念は日本社会の一部になんらの反省のないままに完全に生き残った。日本では戦後60年のうち50年間は保守党が政権を独占してきたが、その党の主流は昭和の軍国主義を批判して、英米との協調に活路をみた官僚の一部を基礎にし、傍流は過去の戦争を肯定し、アジアを日本に従わせることに活路をみた官僚の別の部分を基礎にしていた。主流と傍流の妥協の上に政権党の統治が成立したので、政権党は戦争をも植民地支配をも明確に認識することができず、過去の歴史についての統一したイメージをもつことなく、いわば歴史を無視する統治をつづけた。

当然ながら、日本と韓国とは決定的に異なった。韓国は革命的变化の国である。植民地から独立国へ、李承晩独裁から学生革命へ、軍事政権から民主化へ、途中に何があろうと、変化はすべて革命的である。旧体制の否定の上に新体制が発展する。日本とはまったく違う。このように違う者同士が向かい合い、一緒になって、和解をもとめていくことは大変困難なことであった。

さらなる問題は和解とはいかなる過程かということである。ナチス・ドイツの場合はユダヤ人虐殺犯罪の断罪、関係者の処罰、謝罪と補償ということがドイツ人からなされて、ユダヤ人はドイツ人を許すように努力するというふうに進行している。日本についても、どのような過程が慰安婦問題でもとめられた。しかし、私は、日韓の和解は異なった過程であると考えている。な

ここでは和解は二つの内容からなるとみるべきである。まず日本政府と国民が、植民地

支配は朝鮮民族に強制されたものであることを認め、それがもたらした損害と苦痛について、反省し、謝罪する。この原則的確認が和解のミニマムな条件であり、土台である。第二にその条件が生まれたなら、その基礎の上で両国民が互いに働きかけ合って、問題の解決をはかり、和解を促進するように努力するということである。歴史認識の深化発展、共有化、日本が与えた損害と苦痛に対する償い、両国間で対立する問題の解決等々が取り組み、進めなければならない。

後者が日本からする一方的な努力でなく、日韓双方の協力でなされなければならないとする点には、日本側の責任のなれであるという批判がありうるが、ミニマムな条件も韓国の批判、韓国からの援助なくしてありえなかった以上、後者の内容は韓国の援助、批判、協力なくして、日本だけでの前進はありえないのである。

以下課題の困難性と主体的な条件の途方もない相違の中で、和解のための条件がどのようにつくられてきたか、その上での償いの試みがどうなったかを検討してみよう。

2 戦後日本国民意識の軌跡

空襲と艦砲射撃の中で日本国民は軍人たちが国外で進めた戦争の結果がいかに恐るべきものであるかを知った。日本軍は無敵であると誇っていたが、銃後の国民の家庭さえ守ることができなかった。日本全土が焼け野原となった。東京でも一夜で八万四千人が死亡した。広島における原子爆弾の投下によっては即死した者を含め五ヶ月以内に約一五万人が死亡した。ここから国民の軍隊不信が生まれた。国民がいかに無知であったにせよ、この軍隊不信の感情は実質的であり、強烈であった。

このおそろべき状態は八月一五日の天皇の玉音放送によって断ち切られた。米軍の空襲と艦砲射撃のもとで恐怖の日々をすごした国民のあいだには安堵の感情が広がり、それは天皇に対する一定の感謝の気持に進んだ。国民の反軍意識は天皇に対する感謝の意識と結びついた。この意識が戦後日本の平和主義の基礎をなしている。

天皇はその放送の中で「朕ハ堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ビ難キヲ忍ビ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」と述べたが、降伏文書調印の2日後の9月4日、帝国議会開会にさいして勅語を発し、「朕ハ終戦ニ伴フ幾多ノ艱苦ヲ克服シ国体ノ精華ヲ發揮シテ真義ヲ世界ニ布キ平和国家ヲ確立シテ人類ノ文化ニ寄与セムコトヲ冀ヒ日夜軫念措カス」と述べ、「平和国家」という目標を提示した。国民は「平和国家」というのは非武装の国家であるという解説に納得した。だから、天皇を国民統合の象徴とした新憲法の第一条を受け入れ、戦争放棄、戦力不保持の第9条を受け入れた。まさに自分たちの気分に合わせて憲法であった。

こうした国民は侵略戦争の実相について無知であった。しかし、戦後の日本で次第に明らかになってきたのは、中国への侵略戦争の実相であった。評論家竹内好はそのことを出発点として彼の戦後思想をかたちづかった。これにひきかえ、植民地支配の問題性については国民は戦後もずっと無知であった。戦後日本国民の平和主義はそのような水準から出発したのである。

朝鮮植民地支配の問題を戦後日本において提起したのは、共産党系の知識人であった。雑誌『世界』やキリスト者の平和主義者矢内原忠雄からからからいかなる問題提起も聞かれなかった。私は共産党員の歴史家石母田正の文章から朝鮮に対する日本の植民地支配について学んだ。しかし、それは革新系の中でも少数派の立場であった。1965年の日韓条約調印時の運動の中では、歴史家の団体歴史学研究会と日本朝鮮研究所は条約が植民地支配否定の精神で結ばれたものではないことを批判したが、それも左翼の中の一部の動きであった。

植民地支配の問題が日本の国民の中で広く意識されてきたのは、1970年代韓国民主化運動が日本に衝撃をあたえるようになったのちである。この点で詩人金芝河の役割が大きい。日本人はこのときようやくにして韓国人を発見し、その心を知るようになった。そうなればたちまち植民地支配の問題が目の前にあらわれてきたのである。それはメディアにも浸透していった。

日本に対するアジアの近隣諸国からの圧力もベトナム戦争終結ののち、年とともに強まって行った。1982年には歴史教科書歪曲の動きが問題にされ、韓国と中国からの厳しい批判がおこった。日本政府は宮沢官房長官談話を出して、過去に中韓に表明した歴史の反省を堅持するとして、教科書記述の改善を約束せざるをえなくなった。私たちは知識人八人の連名で、中国にはともかく韓国にはいかなる反省も謝罪もなされていない、植民地支配謝罪の政府宣言を発表すべきだと指摘した。

さらに韓国との間では、1984年の全斗煥大統領の訪日のさい、天皇のあいさつが問題となった。私たちは知識人とキリスト者132人の連名で、国会が次のような決議をおこなって、韓国大統領の訪日の条件を整え、同時に北朝鮮との政府間交渉をはじめよと要求した。

「日本国民は、日韓併合が朝鮮民族の意志に反して強行されたものであることを認め、日本が植民地統治時代を通じてこの民族に計り知れない苦痛を与えたことを反省し、深く謝罪する。」

大統領を迎えた9月6日の宮中晩餐会で天皇は、「今世紀の一時期において両国の間に不幸な過去が存したことは誠に遺憾であり、再び繰り返されてはならないと思います」と述べた。これは日韓条約仮調印のさい椎名外相が述べた「不幸な期間があったことはまことに遺憾な次第であり、深く反省する」をくりかえしたものである。「遺憾」とは「残念だ」という意味で、謝罪の意をふくまない。80年代末には植民地支配の清算をはたすことを中核として日朝交渉を開始せよという「朝鮮政策の改善を求める会」の運動が安江良介、隅谷三喜男、和田春樹などによってすすめられた。朝鮮植民地支配反省の国会決議の提案は土井たか子社会党委員長の二つの朝鮮連国40周年記念メッセージにおいて支持を受けるにいたった。昭和天皇が死去した1989年には私たちは朝鮮植民地支配反省謝罪の国会決議を求める署名運動を開始した。

この動きは1990年の金丸・田辺訪朝団によって現実政治に移された。自民党の実力

者金丸信は平壤で植民地支配について謝罪することによって、国交正常化交渉に道を開いた。1991年日朝交渉がはじまった。自民党と社会党のはじめての協力によって実現したこの進展に対して反対する者はなく、国民的支持がえられた。しかし、この交渉は核問題と李恩恵問題で翌年には途絶し、金丸信はスキャンダルで逮捕され、政界から追放された。

だが、ひきつづき韓国との間で慰安婦問題が浮上した。尹貞玉氏の調査が新聞に発表されたところからはじまり、挺身隊問題対策協議会の結成にいたり、91年12月には金学順ハルモニが実名で告発をしたのが衝撃を与えた。宮沢内閣は慰安婦問題の調査を開始し、93年8月河野洋平官房長官が軍の関与をみとめ、謝罪する声明を発表した。

「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府はこの機会に、改めてその出身地のいかなを問わず、いわゆる従軍慰安婦としてあまたの苦痛を経験され、心身にわたりいやしがたい傷を負われたすべてのの方々に対し心からおわびと反省の気持ちを申し上げる。」

このときも国民は平静に対していた。政府の行動を支持していたと見ることができる。

3 1995年の決戦

宮沢内閣退陣とともに、38年続いた自民党単独統治は終わり、反自民の連立内閣が生まれた。出現した細川護熙首相は最初の記者会見で、かつての戦争を「誤った侵略戦争」と語り、人々を驚かせた。さらに細川首相は韓国を訪問し、はじめて植民地支配を「植民地支配」と語って、この間の日本の政策が与えた苦痛に対して謝罪した。これは首相の個人ブレイであったが、ここにいたって右翼勢力の危機意識は決定的になり、細川発言を許すなどして全国的に総決起した。神社本庁などが積極的に動いたこと、北朝鮮との国交交渉に反対していた朝鮮問題専門家佐藤勝巳氏が朝鮮植民地支配の謝罪は不要だとして、細川首相非難のキャンペーンの一角に登場したことが注目される。

1994年になって自民社会さきが三党連立の村山内閣が生まれた。戦後50年の国会決議は連立の共同政策目標に入っていた。社会党の村山富市首相は内閣として謝罪と償いの問題に取り組んだ。こんどは、先の大戦は「自存自衛」のため、「アジア解放」のための戦争だったと主張して、反省も謝罪も国会決議にもりこんではならないとする自民党終戦五十周年国会議員連盟（会長奥野誠亮、事務局長板垣正、事務局次長安倍晋三）が組織され、そこに自民党国会議員の三分の二が加入するという危機的な事態が生じた。その中で必死のもみ合いが三党の間でおこなわれた。慰安婦問題にも言及した私たち市民運動作成の決議案は社会党案として協議の場に提出されたが、あっさり退けられた。

戦後五〇年の国会決議は相当に文章が薄められた。6月9日衆議院で賛成多数で採択された決議は、近代において侵略的行為と植民地支配が横行したが、わが国もそういう行為をおこない、アジア諸国民に苦痛を与えたことを反省すると述べるものだった。自民・社会・さきがけの三党が賛成し、共産党は反対、新進党は欠席であった。本会議を欠席した

右翼議員たちは決議の採択を認めないと表明した。その関係者が働いて、参議院での決議採択はつぶされた。それでも私はこの決議の採択をプラスだ、「惨勝」だと評する文章を雑誌に発表しようとしたが、採用されなかった。社会党の五十嵐官房長官は国会決議の他、首相談話と司馬遼太郎が講演する記念集会の三つを推進してきた。国会決議の結果が不満であったため、首相談話に一層努力がなされた。外務省が協力し、村山首相談話が閣議決定に基づいて8月15日に発表された。談話は次のように述べていた。

「わが国は速くない過去の一時期、国策を誤り、戦争の道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対し多大の損害と苦痛を与えました。私は、・・・この歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切なる反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。」

国会決議と村山首相談話は、戦後50年にして自民党と社会党の連立内閣が確立しえた歴史認識であり、重要な成果であった。ここにはじめて日本国家はあの戦争と植民地支配に対して正式に反省と謝罪を表明する立場に立ったのである。これによって日韓和解のためのミニマムな条件はクリアされたと考える。この談話に対する反発非難は見られなかったが、この談話が強力な反対の動きを抑え込んで、かろうじてなされたものであることは明らかであった。不満の自民党は司馬遼太郎が講演する政府主催戦後50年記念集会の開催をつぶした。政府の反省と謝罪の背後には国民の過半の支持があるとみることができるが、あきらかにこの半分の人々は反対であったのである。

4 慰安婦問題とアジア女性基金

慰安婦問題に対して設立されたアジア女性基金は、ミニマムな反省謝罪がなされた上で、具体的に開始される和解のための努力だと位置づけられる。だから、それは日韓両国の協力が問われる局面であったと考える。

1995年7月9日にスタートしたアジア女性基金の誕生の経緯は次のようなものである。社会党は慰安婦とされた人々に対して政府予算による個人補償を求めた。しかし、自民党と官僚は道義的責任をみとめて謝罪することには同意したものの、予算からの支出により個人補償することにあくまでも反対した。このため社会党から出た五十嵐官房長官は政府が基金をつくって国民からの拠金を集め、これを源泉として償い金をさしだすことで妥協したが、これに加えて政府資金により被害者に対して医療福祉援助をおこなうという案を加えた。これが三党合意で採用された。

日本の中で植民地支配反省謝罪の公式声明をもとめて運動してきた人々の中にこの基金構想をめぐって分裂が生じた。私は政府から求められて基金の呼びかけ人となった。私がその呼びかけに応じた最大の動機は、国会決議をめぐる右翼の結集の強さに心底脅威を感じたからである。慰安婦問題に対して政府が措置をとることはつぶされるのではないかと考えていた。呼びかけ人を引き受けるさい、私の出した条件は全国紙に一面広告を出してスタートすることであった。それによって政府の姿勢が後退することがないという保障を

えようとしたのである。私のように参加した呼びかけ人や理事たちは、基金に入ってしまったことは、三党合意の枠内でできるかぎりの改善を実現することであった。私たちが勝ち取ったものは、1) 基金の名称を平和友好基金から平和国民基金と変えたこと、2) 首相のお詫びの手紙の原案をつくり、採用されなかったとはいえ、正文にいささかの影響をあたえたことである。3) 国民からの拠金による償い金を200万円としたことである。私たちは慰安婦被害者がいるかぎり、200万円をさしだす決意だった。3) 政府資金による医療福祉支援は、被害者のために医療福祉支援を行う団体に基金が政府資金を供与するというのが原案であった。この通りに実現されたのが、相手国政府が医療福祉支援を引き受けてくれたフィリピンのケースである。フィリピンでは一人あたり120万円相当と定められた。韓国と台湾の場合は、被害者の要求をきいた上で、医療福祉支援を個人への現金支給に転換させ、政府による補償金の支払いに近づけた。額は300万円である。これは韓国台湾方式といえる。オランダの運動団体は被害者のために日本政府と交渉し、被害者各人が政府資金による医療福祉支援金のみを受けるというオランダ方式を実現させた。額は300万円である。これはほぼ完全に国家補償に近い。

日本国内では、革新系は社会党系、共産党、新左翼もみなアジア女性基金に否定的だった。朝日新聞もNHKも批判的だった。『世界』の元編集長の安江良介氏は韓国民主化運動連帯の活動のときからの長いあいだの同志であったが、アジア女性基金を否定的にみて、この面では私たちの対話は不能となった。この人々はみな国家補償をもとめており、政府のあいまいな態度に腹を立てていた。これでは韓国の人々にあいすまぬとも思っていた。その気持ちはよくわかる。しかし、アジア女性基金を否定しても、これから頑張って運動して、よりのぞましい措置を政府にとらせることができると確信しているなら、それでもいい。しかし、運動しても、政府はもはや新しい措置はとらないだろうというのがこの人々も内心考えていたことであった。日本にいれば、わかることであった。それでもアジア女性基金を否定したのは、政府の誤った戦争政策を修正するといって、政府に協力して、戦争推進の立場におちいった1930年代の革新派知識人の転落の記憶があつて、政府を支持し、政府に協力することは知識人のすべきことではないと考えていたからであった。安江氏とともに二度にわたってアジア女性基金反対の声明を出した知識人の中にはそういう考えがあつた。『世界』の誌上で私はそのような戦前の革新派知識人の誤りをくりかえす存在と批判された。戦後の日本では知識人は、憲法の解釈改憲によって自衛隊を創設した保守党政府に対して、憲法擁護の立場から、自衛隊と日米安保条約は違憲であり、反対だと言いつつ、万年野党の社会党とともに頑張ってきた。それによって自衛隊の膨張をふせぎ、その軍隊化をふせぎ、戦後日本の非軍事的発展を支えてきたのである。その意味ある絶対野党主義はすでに意味を失っていた。過去の歴史に対する反省と謝罪を確立し、被害者に補償をおこなうという積極的な行為を実現するためには、絶対野党にとどまっていたはどうにもならないのである。このとき、保守派の政治家も、革新的な知識人も、日本国家、日本政府、日本国民としての謝罪と補償を実現すべき共通の責任を担っていた。アジ

ア女性基金を絶対否定する人々はその責任から明らかに逃げるようになった。

私が二度の知識人声明の中心に立った人と話して、「政府が国家補償をすると考えていますか」と訊くと、その人は「おそらく政府はそうしないだろう」と言い、私が「そのときはどうするつもりですか」と重ねて訊くと、「そうなれば被害者に謝罪して、募金をして、なにがしかのお金を差し出すほかはない」と答えた。となると、アジア女性基金とどのような違いがあるのだろうか。しかし、重要なことは、この人々は右翼の結束、猛烈な巻き返しということをまったく予想していなかったことである。結局、われわれとこの人々との分裂の結果は、右翼の攻撃をゆるすことになったと言わざるを得ない。

韓国では金泳三政府は補償は必要ない、ハルモニの面倒は韓国政府がみる、日本は真相の解明にあたってほしいと主張していたが、基金がはじまると、日本政府の立場を尊重するという態度を示した。政権内部の官僚の中には、自分たちが各月の手当を相当に努力して定めたのに、日本のやり方はカネの額をつりあげて処理するやり方だとして、強く反発する人々がいた。やがて韓国政府の立場も変わった。韓国の運動体がアジア女性基金に不満を抱いたのは当然であった。人々はこの基金の中に自らの責任からのがれようとする日本政府の不誠実な態度を見いだしていた。挺身隊問題対策協議会はアジア女性基金を全否定し、日本政府は法的責任を認めて、慰安婦問題は戦争犯罪だとして、謝罪すべきであるのに、そうしていない、また政府が個人に補償すべきなのに、国民募金に隠れていると指摘した。被害者のハルモニは生活苦に苦しんでいるが、大部分が「法的賠償と真の謝罪がないかぎり」、お金をうけとらなと言っているとし、現在基金案以外の措置が不可能だとしても、自分たちが原則をまげずに闘っていくことは国際的にも意味があるし、長期的には日本もかわるだろうと考えていた。だが、ハルモニの中には、アジア女性基金を受け入れるという人々がはっきりと存在した。しかし、そのことを公然とは言えない雰囲気社会をおおっていた。

いずれにしても、アジア女性基金は国内でも不十分だと批判され、韓国からも不誠実だと批判される結果となったのである。日本の国民は村山談話は支持していたが、アジア女性基金に対する反応には明らかに動揺した。

5 右翼的な反撃

1995年に国会決議、村山談話で完敗した勢力は、巻き返しをねらった。1996年秋右翼勢力は態勢を立て直し、慰安婦問題をとらえて行動をおこした。この年検定の終わった中学校社会科教科書のすべてに「従軍慰安婦」に関する記述が登場したことに対して抗議運動をはじめたのである。記述にはあいまいさがあつたことが利用され、中学の教科書に書くのがいいかというような議論もなされた。そこからはじまって、活発に歴史教育の批判をはじめていた東京大学教育学部の藤岡信勝氏が精力的に発言し、古い右翼の学者西尾幹二、新しいナショナリストの知識人坂本多加雄、小林よしのり氏らが動き、「慰安婦」の強制連行はなかったと主張して、謝罪も補償も必要ないという考えをメ

ディアを動員して、宣伝した。この人々は巧妙にもアジア女性基金を攻撃せず、無視して、アジア女性基金反対派だけを対象にして攻撃した。議員の中では、はじめ終戦五十周年国会議員連盟が中心となってつくった「明るい日本」国会議員連盟が、「自虐的な歴史観や卑屈な謝罪外交」に反対すると活動をはじめており、慰安婦問題にも発言をはじめたが、すぐに若手の自民党議員たちが「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（代表中川昭一、事務局長安部晋三）を組織し、先頭に立って、慰安婦に関する河野官房長官談話を集中的に攻撃した。村山談話は橋本内閣に継承され、河野談話に基づく橋本首相のお詫びの手紙がフィリピンで償い事業をうけとった最初の被害者に渡されたのだが、アジア女性基金はこの論争の外に置かれ、存在しないように扱われた。そしてこの人々は、九六年一二月、自分たちの主張を生かすとして、「新しい歴史教科書をつくる会」（会長西尾幹二、呼びかけ人小林よしのり、坂本多加雄、藤岡信勝ら）をつくった。これは村山談話に示された歴史認識に対する公然たる挑戦の動きであった。

1998年、金大中大統領が訪日し、小渕首相とともに日韓共同声明を出した。これは村山談話を韓国に適用した内容を含み、金大中大統領がそれをうけいれることを表明したのである。

「小渕総理大臣は、今世紀の日韓両国の関係を回顧し、わが国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫び（謝罪）を述べた。

金大中大統領は、かかる小渕総理大臣の歴史認識の表明を真摯に受けとめ、これを評価すると同時に、両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請である旨表明した。」

村山談話が和解のためのミニマムな条件をクリアしていることが確認されたのである。だが、そのような確認をした金大中政府がアジア女性基金をうけとらないと誓約するハルモニには三百万円以上を支給するという方策を挺身隊問題対策協議会の陳情にもとづいて決定実施したことは大きな混乱を巻き起こした。フィリピンの運動体がしたように、アジア女性基金をうけとりたいというハルモニが出てくれば、基金に対してはあくまでも批判していくが、老いたハルモニの基金受け取りは援助しようという方向に踏み切るという道があったのである。しかし、筋の通らないカネを日本から受け取らないですむように、韓国政府に日本が出すのに近い額を支給させることは、政治的な論争をカネによる争いにしかねなかった。

和解のミニマムな条件はできたはずなのに、政治的には日韓間には混乱と対立があらわれた。その環境こそ、「つくる会」の攻勢が活発化するのに好都合なものであった。つくる会は全国に組織をひろげ、1999年にはまず西尾幹二氏の書いた『国民の歴史』（扶桑社）を大々的に出版して、世論の形成をはかり、そのうえで、自分たちの執筆した教科書を2001年の検定に向けて提出したのである。その白表紙本は、基本的に、日本の過去の歴史を全的に美化することによって、日本人に誤った自負心を与えようとする思想に

立脚していた。村山談話に表現された日本政府と国民の歴史認識を否定する志向が全面的に貫かれていた。近隣諸国の人々との理解と協力を進めるために、教科書が守るべき要件を定めた教科書検定の「近隣諸国条項」に違反しているのも明らかだった。

この教科書白表紙本に対して、検定調査審議会は大幅な修正を命じ、「つくる会」側はそのすべてを受け入れることをよぎなくされた。韓国併合が「国際関係の原則にのっとり、合法的に行われた」という記述は削除された。このような修正がなされたことは、村山談話が基本的には守られたことを示している。しかし、扶桑社の教科書にはなお過去を美化する調子の記述が多く残っていた。歴史家たちはさらなる批判をくわえ、韓国と中国政府も、批判の文書を日本政府に提出した。文部科学省は韓国、中国からの批判については検討を行ったが、ほとんどの批判点を受け入れないとの結論を出した。

扶桑社教科書は検定をパスしたが、批判の運動は全国に高まり、各地の教育委員会の採択の結果は「つくる会」教科書の惨敗となった。村山談話は政府の見解、国民多数の意見であることが示された。右翼勢力はふたたび敗北したのだが、この間の活動により、「つくる会」は教科書採択結果を越える影響力を国民に対してもったと考えられる。「つくる会」は旧型の右翼を動員するだけでなく、自分の国にほこりをもちたいと考えている新しいナショナリストをもあつめていた。そしてそのメンバーは1997年からはじまった北朝鮮による拉致被害者救出運動の参加者と重なっていた。

2002年、小泉首相が訪朝し、金正日国防委員会委員長とのあいだに日朝平壤宣言を結んで、国交正常化を促進することで合意した。そのさい金正日委員長が拉致の事実を認めて、謝罪し、5人生存、8人死亡という情報を通知した。このとき、操作されて噴出した拉致実行国家北朝鮮への国民的な怒りはものすごく、すべてを押し流す洪水となった。小泉首相が村山談話の線で朝鮮植民地支配に対する反省と謝罪をのべたのだが、そのことは一挙に覆い隠され、忘れられた。北朝鮮が加害者で、日本人は被害者だ、北朝鮮は謝罪せよ、真相究明せよという声が新聞テレビをうめつくしたのである。この操作された国論のもとで、村山談話も、慰安婦問題も、アジア女性基金もすべては忘れ去られた感がある。この国論の操作に関わったのが、救う会全国協議会会長となっている佐藤勝巳氏である。

6 むすび

日韓関係は文化面では1998年の日韓共同宣言以後の文化解禁措置などの影響で接近がすすみ、2003年ごろより韓流ブームが現出している。しかし、北朝鮮に対する日本の態度が韓国の政界、知的世界には反発をよび、2005年には反日現象が出現した。もちろん小泉首相のまったく弁護できない挑発的な靖国神社参拝の影響もある。

したがって、日韓の和解のためにも、日本人が日朝関係を考える際に村山談話の精神をよみがえらせ、慰安婦問題を想起することが急務である。それによって右翼的な反北朝鮮的国論を打破できるかどうか問われている。そのような国論を打破して、あらためて和解のための土台をつくらなければならない。結局のところ、日韓の和解は、日韓、日朝

の和解なのである。

この日本人の努力を韓国人が助けるかどうか重要な点である。日本の中の謝罪派の分裂、日韓の対立が日本の右翼の台頭を許した。和解のためには、それぞれのナショナリズムを尊重し、その間の連帯をつうじて、国際主義的なものをもとめていくことが必要だ。相互に相手が自らに誇りをもちたいと願っているということを尊重しなければならない。そのことは日本人が韓国に反省と謝罪を表明する場合でも必要である。

新聞広告掲載案

2005年12月16日 理事会提案

- 1 アジア女性基金の予算上、新聞広告費として組まれている最後の予算である。したがって、これをアジア女性基金の最後の意見広告として、使う。
- 2 2006年2月はじめ、朝日新聞と毎日新聞に全段広告を出すことをめざす。
- 3 内容は、慰安婦問題とアジア女性基金の事業を説明することに加えて、予定されている2月のシンポジウムの案内をのせる。
- 4 意見広告部分（本体）の内容は以下のとおりとする。
 - ① 慰安婦とは何か。
 - ② 河野官房長官談話より
 - ③ アジア女性基金とは何か。
 - ④ 首相のお詫びの手紙、理事長の手紙より
 - ⑤ フィリピン・韓国・台湾・オランダでの事業と受け取った慰安婦の方々と運動団体の反応
 - ⑥ インドネシア事業
 - ⑦ のこる問題と解散後のアフターケアへの希望
 - ⑧ 解散にむけての作業——資料の保存公開とデジタル記念館の創出
- 5 文章は以下のメンバーに検討を委任する。
有馬真喜子、大沼保昭、下村満子、高崎宗司、横田洋三、和田春樹

理事会議事録公開に向けて基準作りと検討事項

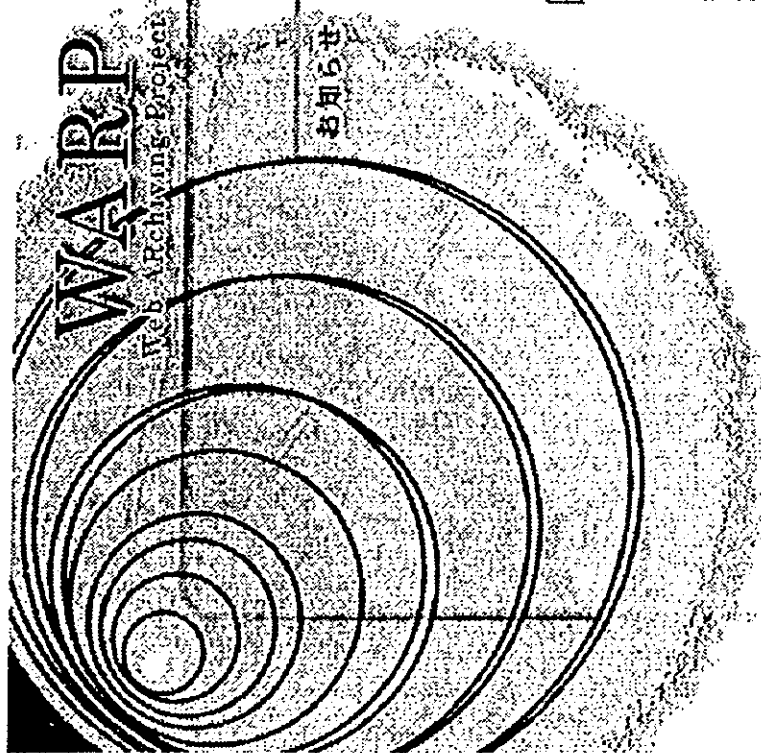
- これまで理事会において承認されているとおり、基金事業に関する資料の整備保存、公開に向けて作業を進めているところである。
- 国立国会図書館のウェブサイト上で基金ホームページを公開するための手続きが完了し、2005年12月より <http://warp.ndl.go.jp/> で閲覧できるようになった。これにより、基金解散後も同サーバ上で基金ホームページの継続公開が可能となった。
※添付参照
- 第一期作業として過去の基金理事会議事録のマイクロフィルム化＋デジタル化を行った。次年度（基金最終年度）にはこれらデジタルデータを基金ホームページ上に掲載したいと考えているところ、公開のための基準を検討したい。

【理事会議事録公開に向けて、検討すべき事項】

※ 添付サンプル参照

1. 基金発足以降数年間の、理事会審議がもっとも白熱していた時期には、公式議事録および発言要旨という2種類の記録を残している。議事録は両者合わせて公開するものとしたい。
2. 議事録には基本的に個々の発言者氏名は記載されておらず、基金側・政府側という区別がなされている。日本政府の政策にかかわる発言箇所は、政府側に相談のうえ取り扱いの基準を決めたい。
3. 理事会で配布される資料には日本政府が作成した文書が含まれている。政府側に相談のうえ取り扱いの基準を決めたい。
4. 理事会で配布される資料には外務省の公電が含まれているが、その多くが大使館デモの速報や現地マスコミ報道ぶりの翻訳である。これらは公開に差し障りないと判断したい。
5. 被害当事者や関係者など個人の情報にかかわる記載については、十分な配慮をもって取り扱い、マスキング処理など行う。
6. その他、今後新たに発生する検討事項については、そのつど基金理事・委員、政府側と、適宜相談しながら取り扱いを決めたい。

以上



国立国会図書館
インターネット資源蓄積実験事業

○ 検索の仕方 ○ 検索の範囲

お知らせ

- 2005年6月1日リニューアルしました。
- Internet Explorer 6.0SP1、Netscape 6.2以上推奨。

キーワードを入力してください。

検索

いろいろな項目から検索できます。

詳細検索

探しているテーマを選んでください。

総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学
技術	産業	芸術	言語	文学

コレクション別にウェブサイトを一覧できます。

政府 合併前の市町村 法人の機関 インタビュ

④ 国立国会図書館トップへ ④ 電子図書館の紹介へ

All Rights Reserved Copyright © National Diet Library Japan 1999-2005

ヘルプ



85件目 / 88件中 一前へ ↑ 検索結果一覧へ 次へ

【利用上のご注意】
当サイトの情報は、それぞれのウェブページの著作権者の許諾を得て収集し、提供しているものです。収集データは、収集した時点での情報ですので、それぞれのウェブページの最新の情報ではありません。また、収集データの著作権は、オリジナルのデータの著作権者が保有しています。これらの点に十分ご留意の上、ご利用下さい。

タイトル：財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

URL : <http://www.awf.or.jp>

収集データ：最新7件 表示

2005年12月 6日 収集

財団法人	女性のためのアジア平和国民基金
URL	http://www.awf.or.jp (当該サイトが閉鎖または変更されている可能性があります。)
367家族問題	男性・女性問題・老人問題
法人・機構	法人・機構

<http://warp.ndl.go.jp/WADocSelect.php>

2005/12/16

朴裕河
『和解のために―教科書・慰安婦・靖国・独島』
ブリとイバリ社、2005年
(一部抜粋、仮訳)

はじめに

大韓民国を代表する(ということになっている)一作家が、独島問題を解決するためには戦争も辞さずとラジオに出て主張した。そうかと思えば一方で傷痍軍人らが日本大使館の塀を乗り越えようとして阻止され、また他の人々が日本首相と大使の肖像を燃やして指を切る、他の中年男性らは日本の独島領有権主張に抗議して焼身自殺を図ったり、漢江に跳びんだりする。2005年春の風景である。

大学生らがいわゆる『親日派』教授の名簿を発表して大学創立者が親日だったという理由で銅像を撤去したのも同じ時期の風景だった。『日本の右翼』のような発言をしたという理由でふりかかる非難に耐えられなくなり、大学名誉教授の地位を去った人があるかと思えば、長い間全国民に愛されて来た歌手が同様の理由で引き受けていた放送プログラムの進行係をやめた。ついには『親日擁護』発言を法で処罰しようという発言まで出て来た。同じ時期、街の飲食店の前には『日本人と犬は立ち入り禁止』の立て札まで貼り出された。同時期に過去史については論じないと言っていた大統領が日本に対して『賠償』を要求し、日本という国とともに暮すのは『不幸』であるとまで言った。

そのように、韓日協定 40 周年であると同時に解放 60 周年である 2005 年「韓日友情年」が流れた。それで一方では「未来」をみようという「友情」の行事が開かれるが、別の方では、依然として「過去」に対する「謝罪」を促すデモがおこなわれている。40 年の歳月は毎年 400 万の人々が行き交う密接な関係を積み上げたが、韓日両国の間に真正な「友情」が成立する兆しはまだ見えない。

小泉首相の靖国神社参拝意志は変わりがなく、日本の島根県を含んだ 9 つの県の議会は日本政府に「竹島」に対する領有権確立を要請した(中央日報, 2005. 6. 8)。2005 年春のような葛藤がいつでも再燃する可能性があることを予告するニュースである。

私たちは日本が歴史を「歪曲」せず、小泉首相が靖国神社参拝を中絶して、独島を日本の領土だと主張することをやめれば問題はないように思う。そして日本がそうしないのは彼らが本当は過去に対して「反省」をしていないからだというのが私たちの一般的な認識でもある。そのため自国を批判する日本市民たちとも連帯して強く日本を批判して来たのがこの間のことだった。

以前 60 周年記念式で小泉首相が「痛切な謝罪」の気持ちを明らかにしたが、そのような小泉首相に対しても私たちの視角がおだやかでなかったことはその延長線上のことである。「言葉では謝罪」するが、「しかし参拝を続ける限り、それは言葉に背反する矛盾した行動であり、そんなそれは真の「謝罪」にはならないということが私たちの理解でもある(東

ところでこのような理解には「なぜ」日本が参拝に固執するのかについて問うことはない。いわゆる「妄言」をはじめとして日本が私たちの期待に反する行動を見せる度に行われた私たちの批判には大体においてそういう「欠如」が存在した。そしてその間の私たちの批判が効果的ではなかった理由——結果的に日本の態度に変わりがないと見える理由はまさにそこにあった。

正しい批判は相手に対する深い理解を必要とする。だが、われわれの批判の大部分はそのような理解を欠いていた。日本が周辺国の批判にもかかわらず、変わらないでいるとすれば、あるいは変わらないかのように見えるとすれば、そこにはいままでの批判の形式と内容に問題があったことにも原因がなくはないのである。

教科書問題や靖国問題、または慰安婦問題に関して、われわれが確認しておかなければならないのは、この問題をめぐる対立が日本と韓国間の問題である以前に、それぞれの国の内部の問題でもある点である。日本の右派が教科書問題や憲法問題などが「日本人」自身の問題であり、したがって他国の干渉をうけるつもりはないと言うのは、韓国や中国を無視するだけではない。それはこの問題が敗戦以後の60年の歳月をどのように評価するかに関連した彼ら内部の思想的闘いを語っていることでもあるのだ。

日本で帝国主義日本の軍国主義と天皇制を批判して来たのはマルクス主義の影響を受けた左派勢力だった。眼界がなかったのではないが、植民地になった朝鮮にもっとも同情的だったのも彼らだった。そのため戦争が終わると、彼らはその時までの日本を批判し反省する中心勢力になったし、「新しい」日本の建設に積極的に進んだ。

しかし天皇制を支持し、支えて来た保守勢力にはそのような動きは「外国思想」に自らを根こそぎ渡す非主体的な行為としか映らなかったし、繰返し批判と抵抗を試みたのであった。そして終戦以後の日本政治の中心には常に彼らがいた。戦後、市民意識の改革には成功したが、一度も政権を変えることはできなかったという事実は左派にとって常に挫折感を感じるしかないことだった。それだけ1990年代以後慰安婦問題が発生しながら、保守右翼の動きが著しいことは、人々にその間の改革—変身が徹底的ではなかったという反省をあらためて促したのである。いわば現在の日本の政治社会の動きは「帝国主義日本」時代のみならず、「戦後日本」という名前の60年の歳月をめぐる彼らの「過去清算」の闘いでもあったのであろう。

教科書問題や靖国問題が日本人たち自身の「過去清算」の闘いでもあるのは、私たちの「親日派」問題がそうであるように、決してたやすく解決されとか、ある一方の完全な屈服で終わる闘いではないという事実を物語っている。すでに述べたように、彼ら内部の対立は戦後60年の日本の歩みをめぐる闘いであると同時に、それ以前の過去に対する解釈をめぐる闘いでもあって、問題は一層複雑になるのである。

勿論「親日派」問題が『親日派人名事典』の発想のように、簡単に解決されうる問題だ
と思う人々には複雑なことではないと見える。「日本」という対象に対してそうだったよう
に、悪いのは「親日派」で、その親日派に言う言葉はありえないという思考はその「複雑
性」をみたくないのだ。

しかし、問題は決してそんなに単純ではない。そして重要なことはわれわれ内部の葛藤
と同じく、韓日間の葛藤もまたその「複雑性」に直面することなしには解決の糸口をさが
すことができないという点だ。

今までの私たちの批判に「理解」が欠けていたことは、そのような複雑性を見ない結果
でもある。そのため教科書や靖国問題はいつもわれわれに「軍国主義」や「侵略意図」の
発露だと理解された。私たちの批判が強硬であればあるほど、日本が無視で一貫するか、
むしろ反発を激しくするという悪循環が繰り返されたのも、まさにそのためである。それ
とともに韓日は一緒に自分の主張を繰り返すのみで、問題の本質に対して考えると、真
正な解決のための論議がおこるとかがなかった。しかし、韓日間の葛藤は直面した問題に
対する理解を深化させることなしには決して解決されえない。各問題に対する新しい論議
に基く新しい理解のフレームが導き出されない限り、韓日間には決して「友情」はない。

「国益」を考える表面的な友好が維持されるとしても、靖国問題をはじめとする数々の懸
案に対する一定の合意点が見いだされないかぎり、葛藤は繰り返されるであろう。そして
葛藤が繰り返されるたびに、2005年春の事態が証明したように、韓日間の「友情」と
は砂上の楼閣であるということが明らかになるであろう。

そんな意味で、韓日間の葛藤の原因になっている諸問題に対するいまいし本格的な論議
が必要である。各自の立場を固守して批判と反発をくりかえす今までの構図は消耗的であ
るだけでなく、決して問題を解決することはできない。そして政治的対立の解決なしには
どんな経済・文化交流も停滞するか、後退するしかない。

この本はそんな問題意識から書くようになった本だが、勿論ここでの私の考えが各問題
に対する最終的対案になりうるとは思っていない。ここで出す見解はあくまでも本格的な
論議のための出発点であるにすぎない。またこの本が最終的に「和解」を志向することは
明らかだが、「和解」というのがそんなにたやすく可能なことだと考えているのでもない。
和解は清算から始まるのだが、過去の完全な「清算」は原則的には不可能なことでもある。

しかし問題を少し深く見ることができれば、怒りと非難から自由になることができる。
そして生産的な論議が可能になるところはそこである。怒りと非難ではない、平和の中の
静かな論議が可能になることができれば、そのとき初めて和解のための論議がはじまりう
るのである。

和解のための論議のためには、日本とわれわれ自身に対して、いますこし知ることが必
要だ。そうして「知ること」がわれわれ内の堅固な記憶に亀裂をもたらすことである。
高くのびた不信の壁をこわすことができるのは、そんな微細な亀裂である。和解を志向す
る亀裂、そんな矛盾をつくることに、この本が小さな役割を演じることを期待するのみで
ある。

2001 年のような教科書事態が再燃する前に書かねばならないと数年前から考えてきたのに、今やっと考えを整理することができるようになったことは、あらゆる言い訳はあるが、やはり怠惰のためである。その間私の構想と考えを支持してくれて待って下さった、しかしあまりにも長く待たせてしまったブリとイバリ社のチョン・ジョンス社長に感謝とともに申し訳けない気持ちを捧げ、そして似た問題意識でいつも力になってくれた韓日両国の友人たちに深い感謝の心を伝える次第である。

2005 年解放 60 周年を迎える 8 月に

朴裕河

第2章 慰安婦―「責任は誰にあるのか」

1. 「慰安婦はなかった」か

右派の主張

慰安婦はなぜ10年たっても解決されずにいるのであろうか。つくる会は性奴隷としての「慰安婦はなかった」という。慰安婦は「自発的に」金を稼ぎに行った者らで、強制的、且つ奴隷的な搾取を受けたのではなく、それなりの金銭的受益を受けた「公娼」であったという。彼らは慰安婦は知られているよりもずっと多額の金銭を受け、週末には買い物をするなど「良い暮らしをした」と強調する(秦郁彦)。慰安婦は「昔も今も金だけに執着する」として補償を請求する慰安婦を非難し、あくまでも「相互的な商行為」であったと主張する裏にはそのようなわけがある。彼らが日本90年代以後、慰安婦問題に関与したと明らかにし謝罪した日本政府に対して声高に非難したのも、そのようなことが下地にあったのである。彼らの認識では、慰安婦は「売春婦」と変わらぬものであり、それ故に「慰安婦問題」とは「問題」になりえる事項ではなく、従って特別に謝罪を行う理由がないというのである。

ところで、事実に関する似たような主張は我が国の内部でも出ている。ソウル大の李榮薫教授は「強制的に連行されて行った」慰安婦はなかったという。誰かが彼女らは「強制されて」連行されていたと考えているが、実際にそれを立証する資料は発見されていないというのである。李教授は当時の人口資料を提示して、慰安婦が「20万」であったという数字もやはり膨らまされたものであると語っている。

慰安所の設置に日本の政府が関与したことを初めて明らかにした慰安婦研究者の吉見義明教授もやはり「官憲による奴隷狩りのような連行があったかどうかは未確認だ」(吉見1997)と語った。済州島で少女を強制拉致を行ったと証言して有名になった吉田清治の本は「証言として不可能」(同)とのことである。

また右派は、慰安婦たちの証言が一定しておらず食い違いが見られるという点についても、強く疑問を投げかけている。例を挙げれば、秦郁彦は金学順ハルモニの証言を比較して、嘘であると言っている。日本の右派はこのような主張を根拠に「慰安婦はなかった」と強弁しているのである。

そうかと思えば、朝鮮人慰安婦は「日本人として行った」(上坂冬子)として責任を否定する者もいる。またジャーナリストの桜井よしこは「その当時、売春は認められていたもので、今になってよくないと言っても意味がない」と語っており、作家の曾野綾子は慰安婦に対して補償をすれば「詐欺(偽物)が出てこよう」(以上の出典は秦)と言う。右派の男性のみならず女性たちの中にも、このように「慰安婦」問題に対して異議を呈する場合が少なくない。

つくる会の教科書が従軍慰安婦に関する記述を削除することを重要な目標とした背景には、このような考え方が存在する。

現実的強制性と構造的強制性

しかし、女性が性を売ることは一見自由意志による「自発的」なことであるように思えるが、決してそうではない。それは女性が国家と男性に奉仕するようになっている家父長制構造のもとでのことである。慰安所が「認められた」場所であり「合法的」であったという彼らの主張は、その「法」が国家と軍が作った男性のための「法」であったという事実を隠蔽している。その「合法性」は問題がないから合法的なのではなく、男性中心の国家が彼ら自身のためにつくった規律であったから合法的であったということなのである。そのような意味では、他の仕事をすると同じく「志願」した少女であろうが、「売春」をすることになるのを知りながら行った女性であろうが、当時の日本が軍隊のための組織を発想したという点からすれば、その構造的な強制性は決して薄められない。

たとえ「自発的」に金を稼ぎに行った行為だったとしても、彼らが朝鮮が日本の植民地となったために、一層劣悪な環境で日本人よりも低い賃金で労働をしなければならなかった以上——外国人労働者の移動現象とともに、このような差別的な構造は今日全世界的なものとなっている——個人がそのような構造に取り込まれるようにした国家＝日本に責任がなかるはずがない。また、彼らが「日本人」として「愛国」のために行ったというならば、それを構造的に充用したという意味で一層「日本の責任」が大きくなるほかない。

日本の右派が言う通りに、慰安婦は朝鮮が植民地となっていなくても「売春」する者となったかもしれない。しかし彼らが他ならぬ日本の植民地体制下で「戦争」遂行のための道具であった以上、「日本軍慰安婦」という植民地化の産物であるというほかない。もし今日突然「強制的に連行されていった」ことはなかったということになるとしても、慰安婦問題は依然として「植民地支配」の責任問題として残るのである。

慰安婦に対する補償はこれから述べる様々な矛盾を抱えてはいるが、20世紀の国家が「個人」を「国家」（実は体制の中心にいる者たち）の平安（安全保障）のために利用したことに対する意味が必要である。国家は兵士を自ら強くするためだけでは足らず、彼らがパニック状態に陥らないように女性を利用した。言うならば本来兵士を慰労すべき家族と引き離す代わりに「慰安」婦にその役割をさせたということである。しかし、そのときに奮い立たせる「士気」とは「敵」として規定された者たちをより多く殺すための力であった。より多く殺人をするために女性が動員されたということである。ただ自身の体制を護るために彼女らを動員し加担者とした意味でも慰安婦に対する国家の補償は必要である。

もちろん戦争と植民地体制のために人生を棒に振った人々は慰安婦だけでない。しかし、そうであっても兵士と慰安婦は「国家が引き起こす」戦争の直接的、且つ最も残酷な被害者であるという点で「補償」の代表的対象となりうる。兵士の遺族らに対する補償は、彼らの父親が「愛国」したためではなく、そのような言葉で眩惑して結果的に父無し子として辛い境遇で育たねばならなかった罪に対してでなくてはならない。

2. 日本政府の対応と女性のためのアジア平和国民基金

それでも日本政府は1990年代以後、それなりの対応に乗り出した。「女性のためのアジア平和国民基金」（以後、国民基金）の設立がそれである。この基金は国民からの募金に

日本「政府」が半分を出資して作られた基金であった。しかしこのような事実がわれわれにきちんと知らされたことはなく、基金の性格はただ国家の責任を免れるためのものだということだけ知られるようになった。

日本は慰安婦問題が初めて提起された頃には軍の関与を否定したが、後には軍の関与を認め、1993年8月に当時の河野洋平官房長官は「多数の女性の名誉と尊厳を大きく傷つけた問題」とし、「政府はこの機会に」「慰安婦として数多くの苦痛を味わい心身共に癒され難い傷を負われたあらゆる方々に心から謝罪と反省の気持ちを表したい」と謝罪した。翌1994年には、当時の村山首相が慰安婦問題に対する「反省とお詫びの気持ち」を再び表明しながら国民も広く参加できる道を模索すると語り、その約束は「戦後50年問題プロジェクト」の発足に引きつがれた。プロジェクト発足時、村山首相は「日本は道義的立場からその責任を負わなければならない」として、慰安婦に「国民的謝罪をする」ために基金を創り、政府が協力すると語った。

1995年6月に当時の五十嵐元官房長官が基金設立の事実と発起人名簿を発表したが、ここには日本の所謂「良心的知識人」の代表格としてわれわれにも知られている和田春樹教授も含まれていた。

この基金に和田教授が参与したことは「国民基金」の主役たちがわれわれが考えてきたように過去に対する反省がない者というよりは、反対に日本の植民地支配に対する反省を誰よりも先に立ってきて、具体的な責任を負おうと考えた人々であったということを物語っている。

そして、この基金の最初の理事長は元参議院議長であり、2000年度に就任した第2代理事長が村山元総理であったという事実は、この基金が表面的には「国民基金」の形態をとっている、実は日本「政府」と密接な関係があったという点を見せている。そのために発起人は民間人であったが、基金設立のための会議には政府関係者らが参与し、「被害者に対する補償金は国民からの基金」で充当し、「その他諸般の経費は国家」という内容の決定が下され、募金額が不足した場合は「国家が責任を負う」ものとして合意に至った。当時の自民-社会-さきがけ連立政権の与党内には、「与党戦後50年問題プロジェクトチーム従軍慰安婦問題小委員会」がつけられ、この小委員会はサハリンや在韓被爆者らに行っているのと同様に、「医療福祉」費を出資し、支援団体に与えるものとして政府の役割を決定したが、大蔵省も外務省もこれに合意した（『「慰安婦」問題とアジア女性基金』、以下特別な言及がない限り同様）。

また、補償金を渡すときに首相の手紙を併せて渡すとしたが、これは和田教授を初めとした知識人の要請を政府が受け入れたことで可能となったものであった。いわば基金は「国家」が主体となる「補償」は韓日協定のときに一度なされたから不可能であるとする政府を民間人たちが説得して参与させる方法で動かしていきながら作り上げられた基金であつということである。そして、基金に対して関係者らは「国民一人一人が謝罪の気持ちを伝えるもの」という意味を付与している。

基金はその「基本方針と具体的な活動」を次のように表明している。

1. 補償金

慰安婦になった方々に対する補償金は国民からの募金に依拠しています。アジア女性基金は韓国・フィリピン・台湾の犠牲者に対して、一人当たり200万円を支給します。

2. 首相の手紙

日本政府は慰安婦問題に対して女性の名誉と尊厳を大きく傷つけた行為として深い反省と謝罪の気持ちを表明しており、補償金をお渡しするときにはお一人お一人に首相からそのような気持ちを表す真心のこもった手紙をお渡しします。

3. 医療福祉支援事業

元慰安婦の方々に対する医療福祉支援事業は日本政府が犠牲者に対する道義的責任を誠実に履行するために対象国・地域である韓国・フィリピン・台湾の犠牲者に対する総額7億円規模の政府資金を導入し実施するものです。この事業は犠牲者の方々が置かれている状況と希望に配慮してお一人お一人が取りえる方法で実施致します。事業内容は住宅改善、医療、医薬品補助等を想定しております。

4. 歴史の教訓とする事業

慰安婦のような問題が二度と繰り返されないように歴史の教訓とし、未来につないでいくものです。アジア女性基金はこの問題が教育の現場でも正しく取り扱われるよう願っております。

5. 現代的な女性問題に対する対処

女性の名誉と尊厳に関する今日の問題に対処していくために国際フォーラム開催、女性の人権に関する活動に対する支援等を行って参ります。(以上、国民基金ホームページ)

ここでわかることは「補償金」は「国民」からの義捐金で充当され、政府が引き受けた役割は「医療福祉支援事業」であったという事実である。そして政府のそのような役割を「道義的責任」を遂行することと考えていた点である。なぜ日本政府は7億円にも及ぶ大金を使いながら、それを「補償金」でない「医療福祉」であると釘を刺しているのだろうか。この背景には1965年の韓日協定がある。いうならば、あのときに国家対国家の「補償」は一旦終わったから、再び個人に「補償」をする必要はないと考えたのである。実際に2005年1月に公開された韓日協定に関する文書では、被害者に対する補償に言及があり、日本から受けた補償金を韓国が一括して受け処理を行うことにしたという事実、しかし韓国政府が「個人」に対しては十分に渡さず、経済発展のためのインフラ構築に使ってしまったという事実を載せている。

3. 「道義的」責任の限界と評価

しかし、以後にこのような形の処理、即ち「補償金」は「国民」に任せ、政府／国家は「医療福祉事業」を引き受けるようになったことは大きな論乱を引き起こすことになる。日本の「良心的」市民団体と知識人は勿論、挺対協等の慰安婦支援団体と韓国からこの基金は日本「政府」が主体となったものではないから「国家」補償の意味がないという批判

を受けようになる。

和田教授によると、初めは連立三党中で社会党とさきがけ党は「補償金の半分ほどは国家予算で充当しなければならない」と言っていたそうである。しかし「国家予算」で行おうとすれば国会での立法化と賛同が必要であり、1965年の韓日協定のときに公式的な賠償は終わったのだから、出資をするとしても「補償金」の名で行うことは問題があるという自民党の主張が反映され、結局この案は実行されなかった。それで「政府は個人補償にならない範囲内で個別事業、各種福祉事業を予算化する」という決定を下したというのである。しかし、代わりに「基金活動にかかる経費の一切は政府が支援」し「国民から寄せられた金には一銭も使えないようにする」というほどの方針を日本政府は立てた。

関係者はこのような状況下で「村山政権といえども連立内閣を説得すること」が難しく、そのような中で生み出した暫定的な案が「現政治状況下では可能な限り最大限」のものであると考え、「医療福祉事業に政府が国費から出資することは、近い将来では不可能であろう」(ママ)から「ここで受け入れなければ慰安婦らに対する「贖罪」を放棄するのと同様になる」と考え、「決断」を下したと語る。「高齢のハルモニらが亡くなりつつある」から「短期決戦で慰安婦ハルモニらが生きておられる間に何とかしなければならない」と考えたのである。

日本内での批判

しかし、「不十分であると否定すれば何も得られなくなる」という判断のもとに基金立ち上げに乗り出した彼らに対して慰安婦を支援する日本の女性団体であるパウネットの代表である西野瑠美子は基金を受け入れることは「諦めであり、闘争を放棄すること」だとして「責任を負わなければならない主体が顔を見せずに国民が贖罪するという妙な図式」(『インパクション』15集)であると批判する。慰安婦の「名誉回復」のためには「法的犯罪」であると認めなくてはならず、「道義的に謝罪する」ということだけでは慰安婦当事者らが「納得しないであろう」というのである(同、18集)

これに対して国民基金関係者は自民党に対する諦めをもとにした当時としてはどうにもならない「次善の選択」であり、保守政権である自民党中心の日本政府が続く状況では不可避の選択であったと語る。のみならず、その自民党政府もそれなりに努力したと強調する。

(慰安婦)支援運動をやってこられた方々は、政府の中でどれだけ五十嵐官房長官が汗を流されたか分かっておられない。何十、何百回とありとあらゆる手立てを試みてもできなかった。他の女性議員も努力されたが、政治状況が厳しくて立法化できなかった。それが十分分かっていただけていないために、今なお特別立法を行えという議論が続いている。当時特別立法化できるものであれば、誰もこの基金をやろうとは言わなかったでしょう。ただ、マスコミもこうした不如意な政治状況については報道しなかったし、われわれも支援団体、韓国、台湾の人たちに対して連立政権内部での努力と、それが大きな壁に阻まれた事実を十分に伝えないまま、基金を立ち上げてしまった。五十嵐長官を韓国をはじめ外国の特派員に会わせたり、三大紙の編集局や論説委員の方々に会わせ

たり、できることはやったつもりですが、一人の学者のできることは限界がある。そのため、基金は政府が責任を回避するために作った、参加しているのは恥知らずと言われるようになってしまった（『慰安婦問題とアジア女性基金』）

日本の官房長官・政府が「立法」のために力を注いだという事実が我々に認識されたことではない。また、日本「政府」にも慰安婦に対する「補償金」支給が必要だと考えた人がおり、正式な「補償金」でないとしても、その補償のためにどんな形であろうと国家が出資したという点、また日本政府がそれ以後にも「政府としてはこれからもアジア女性基金に拠出を含めて可能な限り協力していく」（官房長官定例会見、2000年9月）というように積極的な支援姿勢を続けていたという点も、やはり我々には聞き慣れない話である。

当時の国民基金受領者には橋本龍太郎首相の手紙が合わせて渡されたが、その内容は次のようなものであった。

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

首相の手紙とは云っても補償金自体が「国家」が主体となっていないものである以上、この謝罪の手紙は公式文書よりもその意義が低いものであることは疑いようがない。しかし、そうだとすると靖国神社へ行く首相が「個人」の資格で参拝しても、結局は彼の参拝が「国家」的なものとなるしかないのであれば、「首相」の名で出されたこの手紙に「国家」を代表した性格が全くないとはいえない。

しかし、西野はこの手紙さえも「偽善に塗り固められた」、「心から謝罪するはずがない」ものであると言う。もちろん西野の言葉通りこの手紙は「真心」が込められていない形式的なものではありえる。しかしそれを糾明する方法がないとすれば、一旦は提示された「形式」（手紙自体）の意味を無視することはできない。

そうだとすると国会での「立法」が結局霧散となった背景には韓日協定のときに補償を行ったために「法的」補償をすることができないという認識のみならず、植民地支配に対

する責任自体を認めたくない輩の影響もあつたであろうことはあきらかである。また、当時の日本政府が、もし過去の政府がしたことが足りなかったと判断したならば、即ち過去の政府と断絶する発想が可能であつたとすれば、そのような形式的な問題から自由になりえたであろう。

また、「次善策」で「国民基金」を作つたのであれば、その中であつても「道義的」レベルの「福祉」という形態に逃避するのではなく、堂々と「国家」も共に補償するという言葉で参与していたのならよかったであろう。そして、そうだったのであれば、恐らく日本は出資金額以上の政治的効果を得ることが出来たであろうことに間違いない。そのような意味では国会の同意の代わりに国民基金を設立した10年前の日本の選択はやはり消極的なものであつたと言う他なく、西野が要求するとおり正式に「国家」が主体となつていたのであればよかったであろうことはあきらかである。

4. 韓国の不信

問題は日本なりの努力、そしてそれに加えられた厳格な自己批判と自省の声としての国民基金が韓国では単に「国家の責任を免れるため」のものとしてのみ受け止められているという事実である。1997年に韓国の一部の慰安婦ハルモニらが国民基金を受け取るという意思を基金関係者に伝え、これらの人々に基金が支給されたが、韓国では「政府が謝らず、賠償をしないための手段」としてのみ理解されたのである。そして、メディアは基金の受け渡しに対して「奇襲支給」、「挑発行為」、「政治大国たりえない日本」、「下品な解決策」だと報道し、慰安婦支援団体である挺対協は「執拗な勧誘にだまされた」、「二重的な態度」、「日本側がねらうのは金銭で挺対協と被害者を引き裂くこと」だと非難した。このような流儀の批判論調が以後も変わらなかったことは、2002年に支給が終了されると、「阻止されたカネの試験」(『週刊韓国』2002年3月号)と報道されたところからも知ることができる。そしてこの期間中、国民基金に関しては「言い逃れ、術策、計略、慰勞、鉄面皮、厚かましい」等々のどぎつい非難があつた。

1997年5月には国民基金に対抗する手段の一つとして「強制連行した日本軍慰安婦問題解決のための市民連帯」がわれわれの側でつくられ、募金が始まった。だが、そうして募金されたお金が伝達されたとき、日本の国民基金を受け取った7人は対象から除外された。また1998年5月には韓国政府の慰勞金として慰安婦ハルモニに3150万ウォンと418万ウォンが支給されたが、政府は彼女らから日本の国民基金はうけとらないという誓約書をとった。

この期間中挺対協は国民基金のくりかえされた接触の試みにまったく応而亡かつた。基金が「面会を要請したのも拒絶」するという事態があつたのである。のみならず、慰安婦問題解決のために、もっとも親しく献身的に努力してきた国民基金の関係者であるという理由で入国禁止措置をとるまでした。白井敬子というこの女性は1990年から「日本の戦後責任をハッキリさせる会」の代表をつとめ、徴用者問題や慰安婦問題を日本社会に知らせて、支援してきた人である。いうならば、もっとも「良心的な」日本人だということができる人の入国を韓国は拒否したわけである。彼女は当時入国を禁止された結果、被害

者の「裁判活動」などの支援にも「支障があった」ので、「民族的自尊心が人権より重要か」(『インパクション』107号、1998年)と抗議した。

「正義」の暴力

挺対協が基金を受け取った彼女たちを韓国政府の補償金支給対象から除外させ、政府が政府の補償金を支給した人々には日本政府の金を受け取らないという誓約書を書かせたことは、国民基金の正当性をはなれ、慰安婦個人の意志を被害者支援団体という名で統制する韓国政府から補償金を受け取る権利がある彼女たちの権利を奪う越権行為ではないか。誠意と正義感からはじまった挺対協の行為は過去の一時期国家により被害を受けた彼女たちを「国家」に代わって統制する行為で、「個人」の意志をいま一度抑圧したのではないか。被害者のための誠意はそうだとし、ある瞬間当事者の意志を代弁することではなく、統制することになってしまうことではないか。それが正義のためだとすれば、より一層その正義がエリート女性自身の理想を実現するためのもので、自己目的化してしまった部分が無かったか、考えてみる必要がある。

挺対協関係者が金を受領した彼女たちをさして、「罪を認めない同情金を受ければ、被害者は志願して行った公娼になる」(尹貞玉、1997年2月の市民連帯国際セミナー)と非難したのは慰安婦を支援する彼女たちにすら、慰安婦に対する偏見があったという事実を物語っていることから悲しいことだといわざるをえない。国民基金を「金のために受け取った」と非難したことは過去に実際に「金のために」自身の身体を売った凄惨な経験がある彼女たちを再び泣かせることではなかったか。かりに彼女たちが「金のために」受け取ったとしても、それを非難する資格が誰にあるのか。

このような挺対協の所定は抑圧を受けた下位階層が自身の考えを直接表現しえず、彼らの考えを代弁することはいつも上位階層であり、「サバルタンは口がきけるのか」と問うたスピバクの言葉を思い出す。

挺対協は基金が「法的なもの」ではなく、慰安婦の名誉を失墜させたというが、1998年1月の国民基金伝達式で首相と理事長の手紙が朗読されたとき、それを聞いた慰安婦の心境は、「こんなふうに、私たちの事情を酌み取ってくださり、私たちの存在を分かってくくださる方もいるんだなというふうに思いまして、心安らかになりました。そして、涙が出ました。」というものでした。朗読と伝達の最後に互いに抱き合い、泣いたというその場は彼女たちが「名誉」を回復した場だといえないのか。そのときの慰安婦の涙は悲しみの涙であると同時に許しの涙ではなかったか。

本質主義的不信が生んだもの

補償金を受け取ったことは日本政府に「免罪符を与えること」だと考え、金をうけとった者たちに韓国側の寄付金を支給しない理由がその寄付金が「国民基金に反対する者たちの寄付金」であるためだったという挺対協の立場は原則的には正しいかもしれない。

だが、「国民基金は日本政府が公式謝罪と法的賠償を回避するために設立したのであり、道徳性がない」とか、日本政府が「被害者と国際世論を無視して法的責任を回避するためにつくった女性のためのアジア平和国民基金を前に立て、被害者の名誉を毀損する行動

に従事してきた」という表現は基金の誠意までも不純なものとする非難に他ならない。同時に韓国政府に対して要求した「国民基金の誘惑から被害者ハルモニを守らなければならない、はっきりした義務がある。日本政府が金でハルモニたちの名誉を踏みにじったということをなおさら容認してはならない」(2002年3月13日、デモ現場での声明、強調は筆者、以下同じ)という言葉もまた日本に対する無条件的の憎悪を育てる言葉にはかならない。国民基金が完全に無責任な姿勢だとみるのは「諦念」に基礎をおく「不可避な」「次第の選択」だと「法的」責任はなくても「道義的」責任を守ろうとしたのだという事実すらみれないようにしてしまったのである。

挺対協はいまでも「日本政府は日本軍慰安婦強制連行の事実を認め」ないで、「これに対して公式的に謝罪」せず、「生存者や遺家族に補償」せず、「歴史教育でこの事実を継続して教え」ず、「被害者ハルモニを」「誘惑」していると言う。そのような挺対協の言葉がこの10有余年のあいだ、われわれ内の日本像、謝罪も補償もしないで、過去の自らの行為を隠蔽しようとするばかりである「非道徳的な」日本像をかためたことだけはたしかだ。

だが、日本政府は「強制連行」に関しては公式的に言及したことはないが、軍の関与は「認め」、慰安婦問題に関して法的にはないが、「公式的にお詫び」しており、「基金」を通じて「生存者」に「補償」しようとし、慰安婦問題が提起された以後日本の教科書は慰安婦問題に対して大部分言及した。その言及が教科書から消えようとしていることは上に見た背景の下での最近のことにすぎない。そうした事実すら見ようとしないでいる挺対協の非難は日本のその上の誠意すら踏みにじる言葉たらざるをえない。

何よりも、挺対協の問題点は「戦犯国日本の本性である軍事大国化および海外侵略意図を露骨にあらわすもの」(2002年6月17日の512次水曜デモの発言)だという言葉から出てくるように、「日本」という国は元来「軍事大国化および海外侵略意図」をもつ国だと考える本質主義的な思考にある。日本に向かう「戦犯国」という言葉はさながら「前科者」という言葉のように、限りなく本心を語らせる暴力的な呼び名である。

だが、「戦犯」という言葉が国際的戦争規定から定めた最小限の規則すら踏みにじったことをしたという意味だとすれば、ただ勝利のために原子爆弾投下と大空襲を敢行し、数多くの民間人を殺傷した米国も、慰安婦を募集したいま一つの国であるドイツやソ連も、何よりも韓国戦争当時慰安隊までもつくって運営した韓国も(金キオク)同じ言葉で糾弾されることを覚悟しなければならない。

もとより現在の日本が「軍事大国」であることは事実であり、軍隊を合法化する方向に行っている以上、それが結果的に別の国への派兵—侵略につながる可能性がないわけではない。だが、「海外侵略意図」という言葉のように、それが最初から「意図」されたものと断定する談論はわれわれの根本的な不信がさせる言葉である。「前科」がある者にたいしては、どのような言葉で非難してもいいという考えが或いはわれわれ内に無意識的に存在するのであれば(李ユンギ、中央日報、2005年7月1日)、これはまた別の暴力たらざるをえない。

国民基金ははっきりと「公式謝罪」をしたと見るのには不足した部分があるが、「法的賠償」ではないこともはっきりしている。そのような意味では「完璧な」形態の謝罪をうけたいというのは原則的には正しい要求だといえる。だが、それが当分のあいだ不可能だと

見えるというならば、そのときとりうる選択はどういうものか。挺対協の表現のように、「100年たった」後に勝利を得られるならば、当事者はすでに存在しないその時代の勝利とははたして誰のためのものなのか。何よりも、そのような「日本」を想定することは、どうかすると、「完璧な勝利」自体に対する熱望の産物でありうる。

日本の補償金を受け取った慰安婦はこのように語っている。「日本全体をくれても、われわれが死んだあとになれば、何の意味があるのか」(金グンジャ、韓国日報、1997年1月14日)。

5 われわれ内の責任

日本に向かってのわれわれの非難には、われわれ自身は潔白だという確信がある。そうであるために、「韓国」という名を「被害者」としてのみ、思い浮かべるのは、われわれにとってあまりに当然のことでもある。ところで、加害者としての「責任」ははたして日本だけにあるのだろうか。(以下略)

6 われわれ内の加害性

われわれは植民地時代にいわゆる親日派以外のすべての朝鮮人が日本人と自らを区別しており、意識的に抵抗したのだと考えたい。だが、われわれの期待/想像とは異なり、その時代には朝鮮人としてのほなばなく立った人だけでなく、中国を戦争の相手にまわして、中国人の前で「日本人」として君臨しようとした人が少なくない。(以下略)

7 「国家」を越えて

国民基金をつくった和田教授をさして、日本の知識人たちは(鈴木、国民基金ホームページ)「市民」の立場から国家「権力」の立場へ転向したと批判した。そのように日本の市民と知識人は政府を批判してきたが、その後10年間政府は変わらず、むしろ強硬になった。彼らの批判は政府を変えることがなく、むしろ硬化させたのである。そうであれば、その批判の効用性と限界に対してもあらためて論議してみる必要がある。

ところで、この基金には日本国民が送った個人の金が含まれている。その金を送った日本人たちの心はどのようなものであったか。

「日本民主国民の償い義務としてこのような募金公示の出るのをまっております。この問題を契機にわが国は人道的平和路線を貫き通し、過去の反省と謝罪の心の証しとしたものです。ささやかですが、拠出金の一端を担えれば幸甚と思っております。」(鹿児島県的女性)

『民衆の側の戦争責任』自覚のもとに参加します」(匿名)

「私たちは国家補償を求めて戦いをつづけなければなりません、その一方で、一人の日本人として、償いの気持ちを表し、それを受け取っていただけるように努力を重ねたいと思います。百年かかっても二百年かかっても、子や孫に伝えていかなければならない。日本人の責任です。」(四條的女性)

「戦争中、私はまだ子供でしたが、後に『従軍慰安婦』の存在を知り、この犠牲になっ

た女性たちの悔しさを察して、このような非道な策を実行した日本軍隊に対する怒りで身が震えました。この罪の償いは日本国民一人一人が果たすべきものと考えます。」(広島男性)

「お金で償えることではありませんが、日本人として申し訳なく思う気持ちが伝わればと願っています。」(匿名)

「国民一人一人のおわびの気持ち、深い反省が、被害者の胸にとどきますように。」(大阪女性)

「本来、日本政府が『償い』は行うべきだと思いますが、さまざまな政治的な誓約のなかで呼びかけ人の方々や役員の方々が、苦渋のなか、事業を進めておられることに感じ入っております。韓国など各国政府の対応に困難もあるようですが、少しでも理解が進んで、事業が円滑に進展することに期待しております。」(川崎男性)

「インドネシアで従軍しました。マスコミが騒ぐほど強制買春や強姦が多かったことはないと言えます。しかし、スマラン慰安所事件の示すように、絶無だったとは言えないと思います。ほんとうの被害者を特定し、援助されんことを願います。」(調布男性)

「この国の人間である以上、この国の過去の過ち、歴史からのがれることはできません。従軍慰安婦とされた皆様に日本人として、人間として心からお詫び申し上げます。」(戦争を知らない27歳の若者)

「アルバイトで金が入ったので、少額で申し訳ありませんが、お送りします。過去の日本人の「罪」を私たち若い日本人は背負っていくつもりです。決して忘れたりはしません。私は将来社会科の教員を目指す学生です。」

「今年90歳になる母が、ずっと以前から、政府を待たず国民がお金を出して基金をつくれればいいという意見でした。老齢の被害者の方々に一日も早く伝達されるようお願いします。」

「日本が犯した罪に対する謝罪となればよいと考える」

「受け取って下さることを願いつつ」

「教科書で学びました。涙が出ました」(中学3年生)

「学校の宿題で募金、われわれが生きている限り、未来の責任、そして現在の責任が」とても多い」(高校生)(以上国民基金ホームページ、および和田)

このほかに自分の父親が慰安婦を買ったという話を聞いて「父の罪に対する贖罪をしたい」という人もいる。募金に応じたこれらの意見は政府よりも国民一人一人、即ち国家のみならず個人としての補償が重要であるという考え、或いは政府の補償が重要ではあるが、いつ実現するかわからないということを十分に理解して、被害者が『高齢』であることを配慮した寄附であったことを示している。

このようにきっかけは決して全て同じではないが、それでも共通するのは戦争に直接的な関与をしていない若い学生から直接に関与した老人まで、また、男性も女性も日本人がそれぞれの立場でそれぞれに「日本」に属する一人の個人としての「責任」について真摯に考えたという事実である。基金に「国会議員、自衛隊員、外務省職員」も償い金を寄せ

たということは、『インパクション』107号(1998年)彼らが「個人」でありながらも、より「国家」に近い立場から責任を負おうとしたこととして受け止めなければなるまい。

基金に対する批判はそれが「国家」が主体となっていないという理由からであった。しかしながら、これら市井の日本人たちには彼らなりに「国家」を代弁しようとする意思があった。「サヌムの家」で常時奉仕しているボランティアは韓国人ではなく日本人である場合が多い。――「個人」ではあるが「日本人」として自らの償いの気持ちを表す彼らの行為は、「国家」を代表するものではないから意味がないのであろうか。

日本国民が扶桑社の教科書を拒否したことは、政府が許容した教科書を拒否したことでもある。それは反対に、政府や国家の形態や行動が即ち国民の意思を代表していると言い切るにはすでに難しい時期に来ているということを意味する。「国民」が自らの意志を代弁できない国家―政府を越えて「語り」始めたのである。

責任の主体を明らかにすることは必要であるが、慰安婦らの被害が複合的な構造を持つほどに責任を「国家」にのみ押しつけることはある意味で日本「国民」を免罪することになりえもする。われわれの問題である親日派清算と同様に「主体」の呼びかけは必要であるが、それは常に他の誰かを免罪しうるのである。日本国民は被害者であるが同時に加害者であった。或いは加害者であったが被害者であった。しかしながら「政府」と「国家」賠償のみを主張する声はそのような複合的な構造を覆い隠す。また、基金に寄附した日本人の声、国家を越えて「個人」として責任を負おうとする意識に目を背けることになるのである。

戦後に「新しい」出発をしたにも拘わらず「何も変わっていない日本社会」(西野、23ページ)という日本知識人の認識とこのような「普通」の日本人の存在はどのように共存するのであろうか。戦後の日本は、自民党の長期政権下に歩んできたという点で、また何度も教科書をめぐる反発があったという点では明らかに変わっていないとも、反省しないとも言える。しかしながら、基金に寄附した市民の声は明らかに戦前の軍国主義国家の「国民」の声ではない。であるならば、やはり「変化」はあったと言わねばなるまい。その「変化」に目を向けない姿勢は極めて道徳的ではあるが、原理的モラルの硬直性を表している。

企業と国家がともに行う補償

水曜日ごとに行われる日本大使館前でのデモは、日本政府には恐らく「既に解決された」問題に執着する行為に見えるであろう。また国民基金について知っていたり、関与したりし人は当惑することであろう。

しかしながら、韓日協定文書が公表されたことを契機に協定時の処理が果たして十分であったのか、今一度論議される必要がある。だが、その論議はあくまでも日本が主体とならなければなるまい。韓国もやはりこれまでの批判と拒否のスタイルが果たして正しかったのかを考えてみる必要がある。有無を言わさない非難と聞かなかった振りで無視とのうんざりする対立の枠をこれからともに打ち破る必要がある。

韓日協定で実際には被害者に対する論議があり、彼らに対する「補償」問題もまた挙論されながらも、名目上では経済協力資金と「独立祝賀金」にしたという点は、やはり当時

の日本に植民地支配に対する「謝罪」と「補償」の気持ちがなかったか、出来るだけ立たないようにしたかったかのいずれであったことを物語っている。そして、このような処理こそが結局、実際には「補償金」に他ならない金を渡しながらも、基金を公式的な「補償」となれないようにしてしまった理由でもある。いわば植民地支配の「責任」に対する意識を明白にしなかったせいで、実際には謝罪もし補償もしながらも、いうだけさえ認めてもらえなかったと言える。また慰安婦問題が韓日協定以後に出てきた問題であるから日本に再び補償を請求しなければならないという主張には妥当な部分がなくはない。しかしながら、そのように言うとき、慰安婦問題が隠されていたことが、彼らを差別した韓国自身の家父長的な考え方にあったという点を忘れてならない。

のみならず金泳三大統領も金大中大統領もまた、盧武鉉大統領もこれ以上過去を問題にしないと言ったことが一度はある。ところで、「韓国政府」の責任意識を見せることで「日本に対する道徳的優位」を過視した側面がなくはなかった（特に金泳三大統領）大統領らの発言は個人の請求権を同意なしで奪ってしまった家父長的な考え方が表出していたのではなかったであろうか。兄や父や夫が女性の構成員らの権利を代弁するときのように、その時、慰安婦らの「語る」権利を徹底して無視したと言わねばなるまい。

論乱を呼び起こしながら結局半分しか実績を残せずに終わった国民基金は2007年に解散するという。そして今、韓国側が補償を新たに講じようとしているという話である。過去に国家が保護することの出来なかった彼らに対する補償に韓国が乗り出したということは励みになることである。そしてここには国家的インフラが作られるために個人へ回される補償金を使ってしまった浦項製鉄を初めとする企業も乗り出さなければならない。日本が自発的にともに関わるとすればより望ましい形態となりうる。そしてそのときこれらの主体がともに関わなければならない立場は、個人としての「日常」を各自の利益のために攪乱させた主体としてである。特に国家は、国家の呼びかけに呼応するように洗脳させ、個人の幸福を奪い取ってしまったことに対する謝罪の主体とならなければならない。

ところで新たに始められる韓国側の構想が、以前に一度補償をしたことがあるがために法的なレベルではなく「道義的」レベルの補償となるであろうという点は（外交通商部関係者）韓日協定と「女性のためのアジア平和国民基金」をめぐる日本の立場を踏襲するもので、示唆的である。日本に「法的賠償」を要求するのであれば、その「法的賠償」の代理人であった韓国政府に対しても「法的賠償」を要求しなければなるまい。それが不可能なものであるならば、日本に対するこれまで10年間の要求について、今後再考する必要がある。

参考文献（略）

関係資料

フィリピン大使表彰に関する外務省報道ぶり

1-15

新聞切り抜き
AWF関連

16

新聞切り抜き
「慰安婦」・戦後問題関連

17-25

新聞切り抜き
女性・人権問題関連

26-34

PRESS OFFICE

EMBASSY OF JAPAN

2627 Roxas Boulevard, 1300 Pasay City, Philippines

Phone: 832-5323 (Direct); 551-5710 Ext. 2316 / Fax: 551-5784

Website: <http://www.ph.emb-japan.go.jp/> E-mail: press@japanembassy.ph



PR#38-2005, November 25, 2005

Press Release

FOR IMMEDIATE RELEASE

**Japan commends 3 Filipino outstanding ladies
on "Comfort Women Issues"**

Embassy of Japan's Ambassador Ryuchiro Yamazaki extended his deepest regards to the three Filipino outstanding ladies for their great contribution to the success of activities of Asian Women's Fund (AWF). The awardees are the Hon. Ma. Merceditas N. GUTIERREZ, Chief Presidential Legal Counsel and former Undersecretary of Justice; the Hon. Belinda C. MANAHAN, former Undersecretary of Social Welfare and Development; and the Hon. Lourdes G. BALANON, former Undersecretary of Social Welfare and Development. The commendation ceremony is held at Ambassador's Residence in Makati City on November 24, 2005 with the presence of Ms. Mizuho Matsuda of AWF.

The AWF was established in July 1995 as a private-sector initiative with the full support of the Government of Japan. The fund's primary aim was to extend atonement and support to those who suffered as "wartime comfort women." In the Philippines, in spite of the difficulties anticipated because of the delicate nature of the issues involved, AWF activities were successfully implemented through the devoted efforts of the Task Force, in which Secretary Gutierrez, former Undersecretary Manahan and former Undersecretary Balanon played very important roles. "more"

(2)

The Task Force interviewed all applicants as well as examine and validate all the documents submitted by numerous ladies to the Department of Justice. After the applicants were finally identified and recognized as comfort women by the DOJ, many DSWD's social workers visited every identified Lola in different parts of the country, and drew up activities tailor-made for each recipient's living conditions, state of health, from 1997 to 2002, the AWF centered on providing every identified former comfort woman with the 2 million Japanese yen for atonement, with a letter of sincere apology and remorse from the Prime Minister of Japan and 1.2-million Japanese yen worth of medical and welfare support through funds from the Government of Japan.

Even after the phase-out of AWF activities in the Philippines in 2002, the Government of Japan, with the cooperation of the Task Force, could implement three follow-up projects for elderly Filipinos through its Grant Assistance for Grassroots Human Security Projects. These projects are (1) the renovation and upgrade of equipment and services of the Geriatric Clinic at the Philippine General Hospital, (2) the rehabilitation, expansion, and improvement of services for homeless elderly Filipinos at the Golden Acres-Home for the Aged in Quezon City, and (3) the construction and improvements of facilities for the Home for the Aged run by the Bahay Puso Apostolate Foundation, Inc. in Balanga, Bataan. Embassy of Japan will seek any possibility for other follow-up Assistance for Grassroots Projects, if there are feasible proposals in the future.

In consideration of the three ladies' contribution and cooperation to enhance the friendly relations between the Philippines and Japan, on behalf of the Government of Japan, Ambassador Yamazaki expressed his sincere gratitude to them. This Japanese Ambassador's commendation stated six years ago and these three ladies are the first Filipinos to receive the certificate of the commendation. # # #

Remarks by H.E. Ambassador Ryulchiro Yamazaki
on the Commendation of Three Philippine Government Officials
for Their Valuable Contribution to the Work
of the Asian Women's Fund

24 November 2005

The Hon. Merceditas N. Gutierrez, Chief Presidential Legal Counsel and
former Undersecretary of Justice;

The Hon. Belinda C. Manahan, former Undersecretary of Social Welfare and
Development;

The Hon. Lourdes G. Balanon, former Undersecretary of Social Welfare and
Development;

Miss Makiko Arima, Vice President of the Asian Women's Fund (AWF);

Distinguished Guests;

Ladies and Gentlemen:

Good evening!

It is my great honor to join you all tonight in paying tribute to three
remarkable Filipino ladies, namely: Secretary Merceditas N. Gutierrez, Chief
Presidential Legal Counsel and former Undersecretary of Justice; the Hon.
Belinda C. Manahan, former Undersecretary of Social Welfare and Development;
and the Hon. Lourdes G. Balanon, former Undersecretary of Social Welfare and
Development. As key members of a Task Force formed by then-President Fidel
Ramos, these three ladies were instrumental in guiding the Asian Women's Fund
(AWF) toward great success in its activities.

The Fund was established as a private-sector initiative — with the full support of the Government of Japan — as a response to the widespread demand for justice and compensation for former "comfort women." Moved by a deep sense of moral responsibility, countless Japanese individuals, including myself, and women's organizations contributed a total of 475 million yen in only a little less than two years since the Fund's launching in July 1995. In fact, individual contributors offered words of encouragement to the former comfort women and expressed profound remorse for the incalculable indignities and suffering inflicted upon them by the Japanese occupation troops during the Second World War. In the Philippines, the Fund's major activities from 1995 to 2000 centered on providing every identified former comfort woman with two (2) million yen for atonement, with a letter of sincere apology and remorse from the Prime Minister of Japan and 1.2-million-yen worth of medical and welfare support through funds from the Government of Japan.

This was not an easy undertaking. The Task Force had to interview all applicants as well as examine and validate all the documents submitted by numerous ladies to the Department of Justice (DOJ). This process was hampered by inadequate documentation and the failing memory of the applicants, who were too old to exactly remember the past. It was only through the DOJ's painstaking efforts that the former comfort women or *Lolas* were finally identified and recognized.

Thereafter, Philippine government social workers visited every identified *Lola* in different parts of the country, and drew up a plan of activities tailor-made for each recipient's living conditions, state of health, and specific requests. Through their efforts, the Fund successfully carried out its activities for the *Lolas*.

In fact, more than 90 percent of the *Lolas* acknowledged that such activities — including the Medical and Welfare Assistance projects — had significantly improved their health and quality of life.

Despite the phase-out of AWF activities in the Philippines in 2002, the Government of Japan pursued follow-up projects for elderly Filipinos through its Grant Assistance for Grassroots Human Security Projects. It has completed three key projects in this regard: firstly, the renovation and upgrade of equipment and services of the Geriatric Clinic at the Philippine General Hospital (PGH); secondly, the rehabilitation, expansion, and improvement of services for homeless elderly Filipinos at the Golden Acres-Home for the Aged in Quezon City and, thirdly, for abandoned elderly ladies at the Home for the Aged run by the *Bahay Puso* Apostolate Foundation, Inc. in Balanga, Bataan. Our three honorees tonight also cooperated for the success of these projects.

Ladies and Gentlemen, these three ladies have made it possible to convey to the *Lolas* the sincere desire of the people and government of Japan to extend atonement to them for their sufferings in the past and improve their welfare in their twilight years. We therefore commend them for their outstanding work, and for contributing greatly to the relations between our two countries. I would like to note that this Japanese Ambassador's commendation stated six years ago and these three ladies are the first Filipinos to receive the certificate of the commendation. As we mark the 50th year of the normalization of diplomatic relations between Japan and the Philippines next year, we pledge to do our best to enhance further the ties of friendship, cooperation, and mutual understanding between our two nations as we face the many challenges that lie ahead.

[聯合ニュース 2005/12/13 16:59]

恨多き苦痛を払い永眠.. 金ジョンスンハルモニ

(鎮海=聯合ニュース) チェ・ビョンギル記者= 慶南鎮海(チネ)でただ一人残って闘病していた日本軍慰安婦の金ジョンスンハルモニが、84才で恨多き生命を終え、13日告別式が行われた。

金ハルモニは、11日の夕方息を引き取り、この日午前鎮海のヨンセ病院の霊安室で、平素の遺言のとおり静かにキリスト教式の家族葬儀を行った。

金ハルモニは、昨年2月28日に、同じ日本軍慰安婦として鎮海に住んでいた故鄭書云(チヨン・ソウン)ハルモニが亡くなった後、唯一人の甥(姪)の世話を受けながら、入院と退院を繰り返す孤独な闘病生活を続けていた。

1940年に就職詐欺で中国に連行され、5年間日本軍慰安婦の生活を強要された金ハルモニは、一生悪夢のような日本軍慰安婦の生活による傷を胸に抱き、一人で困難な生活をしてきた。

この日、金ハルモニの葬列には、韓国挺身隊問題対策協議会の関係者や甥の家族、地域の市民社会団体会員の一部が同行した。

韓国挺身隊問題対策協議会の関係者は、「いまや、大変な恨多き苦痛を払って、安らかに眠られることを願っている」と冥福を祈った。

[聯合ニュース 2005/12/09 11:02]

中国居住の「慰安婦」ハルモニが韓国を訪問

永久帰国の意志を明らかにし、政府が初めて招請

(ソウル=聯合ニュース) キム・ジョンソン記者= 中国に住んでいた日本軍慰安婦被害者のキム・スノク(83)ハルモニが、女性家族部の招請で、10日に仁川(インチョン)国際空港に到着すると女性家族部が9日発表した。

キム・ハルモニは、政府が中国に居住する慰安婦被害者の国籍回復事業を推進して、韓国の国籍を持つことになったケースで、中国に住んでいた慰安婦被害者が国籍を回復し、政府招請で故国を訪問するのは今回が初めてだ。

女性家族部は、光復60周年記念事業の1つとして、今年の3月から中国に住む日本軍慰安婦被害者の支援事業を推進し、これによってキム・スノクハルモニなど6名が9月に国籍を取り戻した。

平壤で生まれたキムハルモニは、1940年ごろ工場に金をもうけに行こうという言葉にだまされて、中国の牡丹江の近くの慰安所に動員され、慰安婦の生活を強要され、1945年日本が敗戦した後も、故郷へ帰れないまま、慰安所があった黒龍江省の東寧県で生活してきた。

李聖順(イ・ソンスン)韓国挺身隊研究所長は、中国現地の実態調査で、キム・ハルモニが慰安所の近くを通るのを嫌い、韓国語を忘れていないことを誇らしく思っており、慰安婦被害者たちが死亡する前に日本の謝罪と被害の補償を希望すると伝えた。

女性家族部の関係者は、「キム・ハルモニは韓国ですずっと暮らしたいという意志を明らかにした」とし、慰安婦被害者のハルモニたちが住む京畿道広州(クァンジュ)の「ナムヌの家」にまず居所を用意し、必要な事項を支援する予定」だと語った。

[聯合ニュース 2005-12-12 11:39]

米同胞、慰安婦訴訟費募金

(ソウル=聯合ニュース) ワン・ギルファン記者 = 米国で慰安婦訴訟を主導している「正しい歴史のための正義連帯」の鄭妍珍(チョン・ヨンジン、女)会長が、13 日(現地時間)午後ロサンゼルス韓国街のカフェ・マックで、慰安婦訴訟基金募金のための北朝鮮の映像上映会を開く。

鄭会長は 12 日、「訴訟は、予審と抗訴裁判所控訴で全て棄却決定が下され、現在連邦最高裁に上告中だ」と言い、「この過程で訴訟に参加した多くの人たちが疲れて離れいき、ユダヤ系のベリーフィシャー弁護士だけが最高裁上告を専門担当している」と聯合ニュースと電話通話で明らかにした。

訴訟に必要な費用は 3 万ドル。今回の行事では、今年 9 月の訪問時に写した写真と動画を編集して上映する。一緒に行った写真作家ハム・チヨルファン氏とドキュメンタリー製作者オ・ジヒョン氏も参加している。

映像には、8 ケ国の民間団体が参加した「日本の過去清算のための国際連帯協議会平壤(ピョンヤン)大会」のあれこれと最近北朝鮮の変化した姿、アリラン祝典の主要場面などが含まれている。

鄭会長は、「慰安婦訴訟は明らかに労力のいる闘いだ。正義が生きていることを立証するために、最後まで最善を尽くす」。「中国系人権団体から、訴訟費用の半分を負担すると約束した」と言い、同胞たちも支援して下さいと

[聯合ニュース 2005/12/07 11:34]

親日財産帰属法、法事委を通過

親日派の子孫 先祖の土地取り戻し 難しくなるもよう

(ソウル=聯合ニュース) コ・イルファン記者 = 国会法事委は、7 日に全体会議を開き、親日行為者が日本に協力した代価として蓄財した財産を、国庫に帰属させることにする親日反民族行為者財産帰属特別法を可決し、本会議に回した。

開かれたウリ党の崔龍圭(チェ・ヨンギョ)議員が代表発議したこの法案は、親日行為者の中で、乙巳勅約(ウルサノクヤク)〔乙巳保護条約〕と韓日合併条約などの締結を主張した高位公職者、及び爵位を受けるなど、親日の程度が重大な者を、「親日反民族行為者」と規定し、彼らが当時取得した財産を国庫に帰属させるという内容を含んでいる。

国庫帰属の対象になる親日財産の範囲は、親日反民族行為者が日本に協力した代価として形成した財産や、親日財産であることを知りながら相続を受けたり、変形・増殖した財産だ。

日露戦争の開戦時から 1945 年の光復まで、親日反民族行為者が取得した財産も親日財産と見なされるが、第 3 者が善意で取得した場合は帰属の対象から除外された。

法案は、親日財産が否かを審査し、帰属の可否を決定するための機関として弁護士や教授、歴史学者など 9 人の委員で構成される「親日反民族行為者財産調査委員会」を大統領の傘下に設置するようにしている。

調査委員会は、親日財産についての調査だけでなく、現在日本人の名義で残っている土地についての整理業務も担うことになる。特にこの法案は、行政機関や裁判所が親日財産という疑いがある財産について、委員会に調査を依頼するように義務化しており、現在親日の子孫の先祖の土地を取り戻す訴訟の結果にも、相当な影響を及ぼすものと見られる。

法案を発議した崔議員は、法案の通過直後に記者会見をし、「今まで裁判所は親日の子孫たちの先祖の土地を取り戻す訴訟に対して、立法不作為のために民族正気に背く判決を種々下したが、これで親日派の子孫たちが勝訴したという消息をこれ以上聞かないだろう」と語った。

崔議員は続けて、「裁判所が親日の子孫の土地の取り戻す訴訟に関して委員会に調査を依頼した後、親

目の財産という結果が出たら、却下なり棄却の決定を下すことになるだろう」と語った。

ただし、この法案は、財産権の侵害を防止するために、親日財産の調査対象に選定されたり、財産の取り戻し対象に決定された場合、異議申請をして行政審判または行政訴訟を提起できることにした。議員は、「先祖の土地の取り戻しを口実にした地方自治体の親日派財産取り戻しの行為は、直ちに中断されるべきだ」と主張した。

[YTN TV 2005-12-05 23:07]

東京大空襲朝鮮人犠牲者名簿初めての確認

[アンカーコメント]

1945 年東京大空襲時に犠牲になって遺族がおらず放置されてきた朝鮮人の遺骨名簿が、今日初めて公開されました。

相当数が強制徴用者と推定されたこの名簿は、東京都庁が直接作成したにもかかわらず、日本政府の朝鮮人遺骨調査には報告しなかったことが判明しました。

東京のユン・ギョンミン特派員が取材しました。

[リポート]

太平洋戦争末期の 1945 年、120 回余りにかけた米空軍の東京大空襲で 10 万人以上が亡くなりました。日本人だけではなくて、強制徴用者を含む朝鮮人 4 万 6 千名も犠牲になりました。

この中で、遺族を探せない 50 名余り方の遺骨が東京のある公園の慰霊塔に安置されていることが、60 年たって初めて確認されました。

朝鮮人強制連行真相調査団は、1974 年に発行された関連記録で遺骨名簿を確認した結果、17 名の朝鮮人の名前と創氏改名したと推定される名前を含む 50 名余りの朝鮮人犠牲者名簿を捜し出しました。

〈聴き取り：李一満(リ・イルマン)、[東京]朝鮮人強制連行真相調査団事務局長〉

「岩本がありますね、イ・ギョンヒョンではないかな。ケエ・ムニョン、金ウンジュ」

金ギョンジョ、金チュリ、金ソンギエ、金ジョンギルなど確かな朝鮮人の名前から本来高氏が高山と姓を変えたと推定される高山チョルイ、高山キョヨンなどがあります。

この名簿は、東京都庁公園緑地課が 30 余年前に作成しましたが、東京都は、8 月に日本政府に提出した報告書で、朝鮮人徴用者遺骨は一具もないと明らかにしました。

[録音：西澤清、[東京]朝鮮人強制連行真相調査団[日本人側]代表]

「調べる意志があれば、いくらでも分かるし、意志がなければ分からないでしょう。東京にゼロということはありません。」

当時日本に居住した朝鮮人は 146 万人。東京だけで 10 万人がいたのに、無縁の遺骨が一具もないというのは納得できないということです。

真相調査団は東京都庁の調査は誠意ないどころか、目を覆ってやり過ごしているとし、再調査を求めました。

東京地域の朝鮮人犠牲者遺骨は、今回確認されたものだけで 50 余具ですが、60 年根(ハン)を抱いたまま放置された遺骨がどれくらい多いかは推察すらできないのが現実です。

東京から、YIN ユン・ギョンミンでした。